

パブリックコメント用

地域防災計画※改定(案)に対する 市民意見等の募集の実施について

(※長野市地域防災計画及び長野市水防計画)

令和4年11月

総務部 危機管理防災課

1. 長野市地域防災計画(長野市水防計画)とは

長野市防災会議が策定

<長野市地域防災計画>

公共的団体その他住民がその有する全機能を発揮し、住民の生命、身体及び財産を保護するとともに、風水害、地震等による被害の軽減を図り、社会の秩序の維持及び公共の福祉に資することを目的に、市・県及び防災関係機関の協力を含めた計画として定めている。

(根拠法令)災害対策基本法第42条、長野市防災会議条例第2条

<長野市水防計画>

県知事より指定水防管理団体として指定されている本市が、水防事務の調整及びその円滑な実施のための必要な事項を規定し、市の区域内にかかる河川、湖沼等の洪水による水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、市民の安全を保持することを目的に、県の水防計画に応じた内容で作成することとされている。

(根拠法令)水防法第33条第1項

令和3年度
一部改訂

- ① 災害対策基本法の改正(令和3年5月20日改正)に基づき、避難情報等の運用見直しを反映させる(避難勧告の廃止、避難指示への一本化など)
- ② 千曲川の氾濫危険水位及び避難判断水位の見直し(令和2年9月1日改定)に伴い、令和3年度長野県水防計画等と整合を図る

令和3年度 防災アセスメント実施

令和4年度 地域防災計画・水防計画を全面改定

2. 令和4年度に見直しを行う主な事項

(1) 「防災アセスメント」調査結果を踏まえた修正

- ・県管理河川の想定最大規模降雨による浸水想定区域の変更
- ・令和元年東日本台風災害を踏まえた災害危険性の再評価
- ・前回調査以降の経年変化等を反映した災害危険性の再評価
- ・内水氾濫による浸水想定区域の危険性

＜地震被害予測の結果＞

新耐震への建て替えによる建物被害の減少、及び、人口減少による人的被害想定減少

(2) 防災関係法令改正、防災基本計画等の修正

- ・個別避難計画の作成
- ・広域避難に関する事項
- ・新型コロナウイルス感染症対策
- ・その他の施策

(令和3年5月に修正された項目)

災害対応業務のデジタル化推進、福祉避難所の活用、大雪による車両滞留対応、「流域治水」推進、ボランティア・NPO法人等と連携・協働の促進、実践的な防災教育の推進、被災者支援制度活用による生活再建、女性の視点を踏まえた対策の推進 ほか

(3) 長野県地域防災計画、長野県水防計画との整合

- ・令和元年東日本台風災害の振り返りに基づく事項 (令和2年度の主な修正)

マイ・タイムラインの普及、適切な防災行動の周知、流域治水への転換、避難所の環境改善(TKBの充実等)、物資調達の迅速化、円滑なボランティア活動のための協力体制充実、在宅避難者、多様な避難先へ避難した者の把握

- ・南海トラフ地震臨時情報発表時の対応に関する事項 (令和元年度の主な修正) ほか

(4) 令和元年東日本台風災害検証報告書の課題

(次ページ参照)

3. 検証報告書について

(1) 検証の目的

令和元年東日本台風における長野市の災害対応について、避難行動に関する市民アンケート、災害対策本部各班の対応状況、市職員の意見をもとに課題を抽出し、改善策等を検討することで、今後の防災対策や災害対応につなげていくことを目的とする。

(2) 検証の範囲

検証にあたっては、災害警戒本部を設置した令和元年10月11日(金)から、すべての避難所を閉鎖した同年12月20日までの 長野市の災害対応を対象とする。

(3) 検証の方法

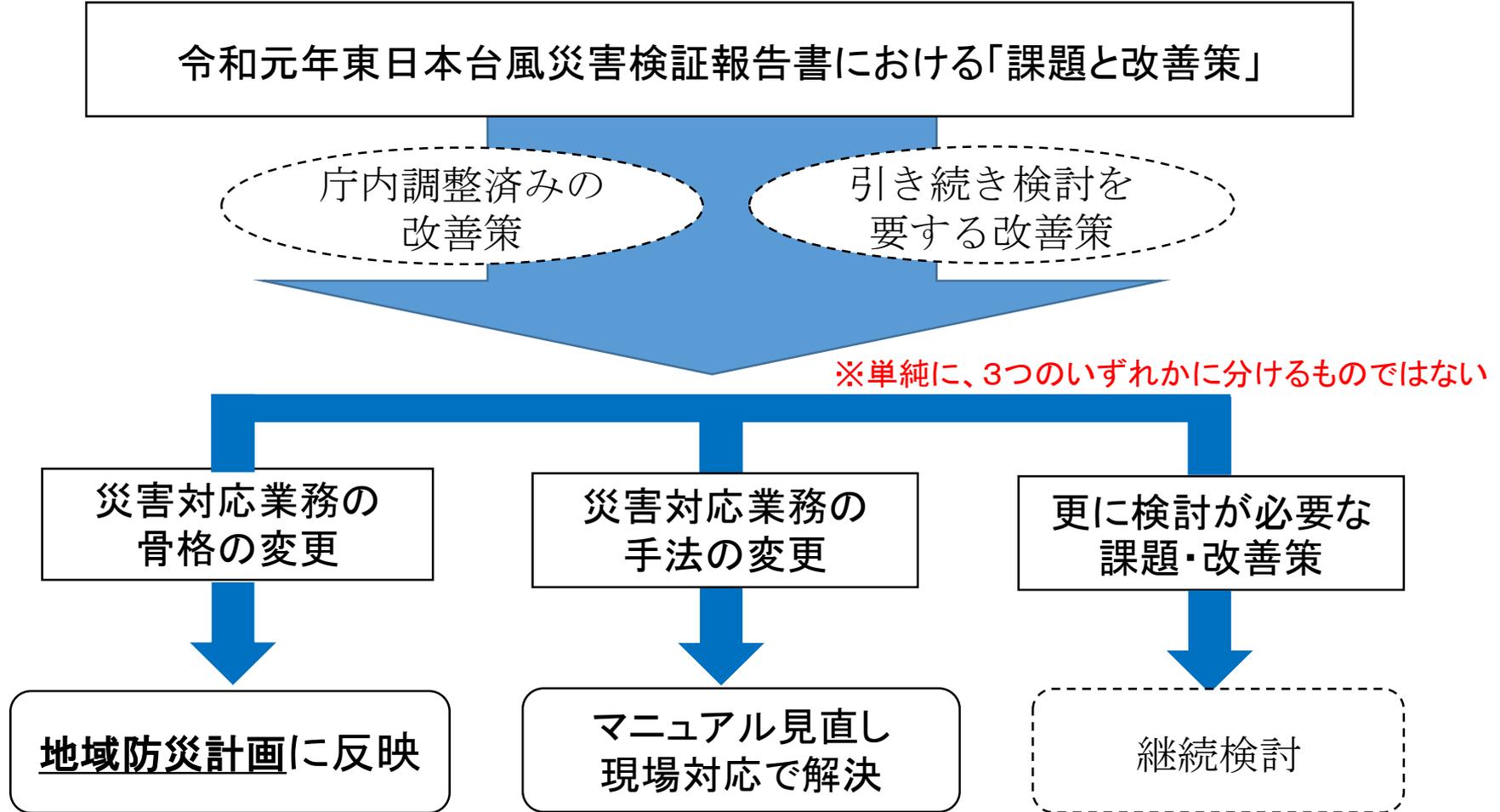
避難行動に関する市民アンケート、災害対策本部各班の対応状況、及び、市職員の意見をもとに課題を抽出し、改善策等を 検討する。

■災害対応の検証 41項目(課題と改善策の数:TOTAL194)■

◎検証報告書に示した「主な取組8項目」

災害対策本部について	本部に災害対応の専門チームを立ち上げ迅速な災害対応につなげる
避難情報の発令・伝達について	本部・支所・地区が連携できる仕組の構築。避難情報発信の強化
住民の避難について	住民意識の変化を促す。避難行動要支援者の避難支援体制の充実
避難場所・避難所の開設について	避難場所・避難所を早く多く開設。自主避難所の把握
避難所の運営について	全庁的な職員動員。地域や避難者の避難所運営への参加 課題への対応方針
避難所以外の避難者について	早期に調査・把握し情報や支援を届ける。ネームプレート等の証の発行
廃棄物搬出、堆積土砂除去について	廃棄物仮置場の平時利用調整と早期設置。土砂撤去専門チームの設置
避難所の閉鎖について	統合避難所での準備期間確保。閉鎖時期の慎重な検討

4. 検証報告書の課題を計画に反映する考え方



【例】
専門チームの位置づけや役割を定める。チームリーダーは本部会議に出席し発言できる体制にする。

【例】
避難者や被災者への対応で、重要な事項は速やかに全職員に伝達共有する。
行政機関や報道機関等、専用の電話番号を設ける。

【例】
職員の業務量に偏りがあったので他市応援職員を含めて調整し負担を平準化する。

5. 主な改定スケジュール(予定)

月日	内容	説明
10月7日	長野市防災会議幹事会	地域防災計画(素案)を協議
10月25日	長野市防災会議	
11月1日	部長会議	地域防災計画(案)とパブコメの実施を決定
	支所長会議	
11月2日	市議会特別委員会	地域防災計画(案)に対するパブコメの実施について説明
11月8日	政策説明会	
11月9日	記者会見	
11月21日～12月20日		市民意見等募集(パブリックコメント)実施
1月下旬～ 2月上旬	市議会特別委員会	パブリックコメントの結果等説明
2月10日	長野市防災会議幹事会	パブリックコメントを反映させた地域防災計画(案)を協議
2月20日	部長会議	
2月21日	長野市防災会議	地域防災計画改定を決定
3月中旬	市議会特別委員会	地域防災計画改定を公表※
3月23日	記者会見	
4月1日～	改定後の計画期間スタート	

※防災会議構成機関へ送付、市民周知(ホームページ掲載)、県へ報告

6-1 計画の主な修正点

1 新たに明記するもの

1-1 女性の視点などを取り入れた災害対策の推進

新旧対照表 (主な変更点) 1ページ

(震-1章2節)

災害対策においても、性別・世代等を超えた様々なニーズに対応することが必要であるため、男女共同参画の視点を反映させた防災体制及び環境の充実を図るよう、新たに重点項目へ追加。

1-2 専門チームの設置

新旧対照表 (主な変更点) 2～3ページ

(震-3章2節 ほか)

検証報告書で課題として挙げられた項目に対する改善策として、部局横断的に業務ごとの専門チームを設置し、迅速な災害対応に繋げることを記載。

(避難所開設チーム、避難所運営チーム、物的支援チーム、人的支援チーム 等)

1-3 避難所開設マニュアル、避難所運営マニュアルに基づいた運用

新旧対照表 (主な変更点) 4～7ページ

(震-2章10節, 3章11節, 風-3章12節 ほか)

令和元年東日本台風災害時の課題等を踏まえ、従来のマニュアルの見直しをおこなったため、これらマニュアルに基づいて避難所の開設・運用をおこなうことを掲載。

また、震災時と風水害時で避難所開設手順が異なることから、風水害編独自の記述を追加。

1-4 被災した観光地の復興

新旧対照表 (主な変更点) 8ページ

(震-4章7節)

被災した観光地の早期復興、風評被害の防止のため、被災した観光地に対して総合的な支援を行うことについて、県地域防災計画を踏まえ、節を新設して掲載。

6-2 計画の主な修正点

1-5 南海トラフ地震臨時の運用 (震-5章全体)

平成29年に「南海トラフ地震に関連する情報」の運用開始に伴い、東海地震のみに着目した「東海地震に関連する情報」の発表を行わなくなったことから、「東海地震事前対策」の章を削除し、「南海トラフ地震臨時の運用」の章を新設し掲載。

1-6 防災気象情報の提供 (風-3章2節)

気象庁が発表する防災気象情報について、前回の改定以降に運用開始や変更となった情報(顕著な大雨に関する情報、危険度分布(キキクル))について掲載。

1-7 一時滞在施設の設置 (震-2章10節, 3章11節)

信州新町(国道19号)において、雨量等の幹線道路の通行規制による帰宅困難者に対し、公共施設を一時滞在施設として開設した事例について掲載。

2 従来の内容を整理してまとめたもの

2-1 要配慮者利用施設における対策の整理

新旧対照表(主な変更点) 9ページ

(震-2章7節, 2章36節)

「企業防災に関する計画」の節に記載していた避難確保計画の策定に関する内容について、より関連性の高い「要配慮者支援計画」の節に移記。

2-2 受援計画の反映

新旧対照表(主な変更点) 10ページ

(震-2章4節, 3章3節)

令和3年3月に長野市受援計画を策定したことから、受援の調整等について「長野市受援計画」に基づいて実施するよう加筆。

6-3 計画の主な修正点

2-3 物資に関する記述の整理 (震-2章12節,14節等) 新旧対照表 (主な変更点) 11~12ページ

食料品の備蓄や調達に関するものと、生活必需品に関するものをそれぞれ内容を分けて明記し、物資に関する対策等を整理。

2-4 災害廃棄物処理計画の反映 新旧対照表 (主な変更点) 13~14ページ (震-3章18節)

災害廃棄物処理を具体化する「長野市災害廃棄物処理計画」に基づき実施することを加筆。

2-5 避難に関する記述の整理 新旧対照表 (主な変更点) 15~22ページ (震-3章11節)

避難に関する基本的な考え方を示すため、「避難の基本方針」を新たに記載。
また、検証報告書で課題として挙げられた項目(避難指示の内容、避難指示の解除等)に対する改善策を追記。

2-6 ボランティア活動の環境整備、受入れ体制 新旧対照表 (主な変更点) 23~24ページ (震-2章37節,3章37節)

情報共有会議の整備やボランティア団体とのネットワークづくりなど、検証報告書で課題として挙げられたボランティアに関する項目に対する改善策を追記。

2-7 義援物資について 新旧対照表 (主な変更点) 25~26ページ (震-3章15節,38節)

従来は義援物資を義援金と同一の節に記載していたが、一元的な対応に繋げるため、物資についての記述を「生活必需品の調達供給活動」にまとめて記載。

6-4 計画の主な修正点

2-8 タイムラインについて

新旧対照表 (主な変更点) 27ページ

(風-2章1節) (風-3)

R3年度に「千曲川・犀川流域（緊急対応）タイムライン」が運用開始となっており、また、マイ・タイムライン、コミュニティ・タイムラインの取組みも進めていることから追記し、整理。

2-9 その他文言の整理

「など」の表記を「等」に統一、庁内の機構改革による部署名の変更等を整理。

3 資料編に追加するもの（予定）

3-1 災害時における応急対策業務に関する協定締結先リスト (震-1章3節, 3章3節)

協定締結先は随時更新されることを踏まえ、資料編に協定締結先を明記し、毎年更新していく。

3-2 地区防災計画を作成した自主防災組織一覧 (震-2章41節)

作成済みの地域の地区防災計画について、資料編に掲載。

3-3 長野市災害廃棄物処理計画 (震-2章34節, 3章18節)

災害廃棄物に関する災害対応については、上記計画に基づく内容を基本としているため、計画を資料編に掲載。

3-4 要配慮者利用施設一覧(学校施設の掲載) (震-2章7節)

資料編に掲載されている要配慮者利用施設一覧に、学校施設（小中学校）を追加。

7. パブリックコメント実施概要

◆募集期間

令和4年11月21日(月)から令和4年12月20日(火)まで(必着) ※郵送の場合は消印有効

◆閲覧場所及び意見・提案用紙の配布

(1)危機管理防災課、(2)行政資料コーナー、(3)各支所の窓口、(4)長野市ホームページ

◆閲覧資料

- (1)令和4年地域防災計画改定(案)本編、及び、概要版、新旧対照表
- (2)地域防災計画改定(案)に対する市民意見等の募集の実施について＝本資料
- (3)新旧対照表(主な変更点)＝別添資料

◆意見などの提出方法

持参の場合:「意見・提案用紙」を上位閲覧場所(1)～(3)いずれかに提出

郵送・FAXの場合:「意見・提案用紙」を提出先住所へ郵送、又はFAX番号へ送信

Eメールの場合:ファイルを添付せずにメール本文に直接入力し、Eメールアドレスへ送信

電子申請の場合:ながの電子申請サービスによる所定のフォームへ入力

◆提出先

住所:〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町1613番地 長野市総務部危機管理防災課

FAX番号:026-224-5109

Eメールアドレス:kikibousai@city.nagano.lg.jp

◆意見等の公表

後日、検討結果を長野市ホームページで公表(個別回答は行なわない)

参考 長野市防災会議について

<地域防災会議>

当該地域に係る地域防災計画を作成し、及びその実施を推進するほか、市町村長の諮問に応じて当該地域に係る防災に関する重要事項を審議するため、防災会議を置く。

防災会議の組織及び所掌事務は、都道府県防災会議の例に準じて当該市町村の条例で定める。

(根拠法令)災害対策基本法第16条

<長野市防災会議条例>

防災会議は次に掲げる事務をつかさどる。

- ①長野市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- ②水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議すること。
- ③市長の諮問に応じて防災に関する重要事項を審議すること。(④⑤略)

防災会議は会長及び委員をもって組織し、会長は市長をもって充てる。

防災会議に幹事を置く。幹事は防災会議の所掌事務について委員を補佐する。

(根拠法令)長野市防災会議条例第2条、第5条

長野市防災会議	委員(会長含む)	幹事	事務局
(令和4年8月現在)	59名	35名	総務部危機管理防災課

防災会議の主な委員構成

国:陸上自衛隊13連隊、長野財務事務所、関東農政局、長野気象台、信越総合通信局、林野庁北信森林管理署、長野国道事務所、千曲川河川事務所

県:長野地方振興局、長野建設事務所、土尻川砂防事務所、長野中央警察署、長野南警察署

防災関係機関:長野東郵便、JR長野支社、NTT長野支店、赤十字社長野支部、NHK長野放送局、中部電力、長野都市ガス、交通機関、TV放送局

学識経験者:県立大学、長野高専、長野赤十字病院、住民自治協議会、消防団

市:市長、副市長、教育長、上下水道管理者、部局長

(幹事は、委員の所属団体等からの推薦により任命・指名)

地域防災計画※(案)について

(※長野市地域防災計画及び長野市水防計画)

新旧対照表 (地域防災計画の主な変更点)

令和4年11月9日

総務部 危機管理防災課

1-1 女性の視点を取り入れた災害対策の推進

長野市地域防災計画【震災対策編 第1章 総則】

No.	新	旧
1-1	<p>第2節 防災の基本理念及び施策の概要</p> <p>第2 重点項目 住民の生活に甚大な被害を及ぼすおそれのある災害に対処するため、阪神・淡路大震災、新潟県中越地震、東日本大震災等の大規模災害の教訓や、近年の気象状況及び社会構造の変化を踏まえ、次の重点項目を定める。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>7 男女共同参画の視点を反映させた対策の推進 災害対策においては、性別、世代等を越えた様々なニーズに対応する必要がある。特に、女性は防災・復興の主体的な担い手であるため、自主防災活動、避難所運営等の意思決定の場への参画等を進める等、女性の視点を取り入れた防災体制及び環境を充実させる。</p> <p>【主な対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自主防災活動、避難所運営体制への女性の参画 ○世代、男女のニーズの違いに配慮した避難所運営 </div>	<p>第2節 防災の基本理念及び施策の概要</p> <p>第2 重点項目 住民の生活に甚大な被害を及ぼすおそれのある災害に対処するため、阪神・淡路大震災、新潟県中越地震、東日本大震災等の大規模災害の教訓や、近年の気象状況及び社会構造の変化を踏まえ以下の重点項目を定める。</p> <p><u>(新規)</u></p>

1-2 専門チームの設置

長野市地域防災計画【震災対策編 第3章 災害応急対策計画】

No.	新	旧																
1-2	<p>第2節 非常参集職員の活動</p> <p>第3 災害対策本部の運営 (略)</p> <p>4 専門チームの編成 本部長は、災害対策を円滑かつ的確に実施するため、関係する部局(班)で横断的に専門チームを編成し、情報の共有、方針の決定、調整等のオペレーションを協力して実施する。 専門チームの構成員は、関係する班から1名以上の要員を動員する。 なお、専門チームの種類、構成及び設置は、本部長が指示する。</p>	<p>第2節 非常参集職員の活動</p> <p>第3 災害対策本部の運営 (略) (新規)</p>																
	<p>第5 災害対策の適用範囲 (略)</p> <p>3 専門チーム (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 専門チームの種類及び設置は、必要に応じて本部長が決定し指示する。 専門チーム長は、チーム構成員を代表してサブリーダー(各班長)の中から1名を選出し、必要に応じて災害対策本部に出席する。(専門チーム長が決まらない場合は、本部長又は副本部長が指名する) 構成員は、指定の班を代表して1名以上を動員し構成する。さらに、必要に応じて国・県・防災関係機関等も構成員に含む。 チーム構成員は、必要に応じてチーム会議を開催、チーム内相互の連絡・調整により、業務に関する諸問題を解決し、実行する。 専門チームでの対応が困難なものは、災害対策本部会議で協議する。 ※専門チームの例示は以下のとおりだが、必要に応じてその他各班を構成員に含める。さらに、支援体制を整えるため、災害の状況に応じて新たに専門チームを構成し、設置を行う。 	<p>第5 災害対策の適用範囲 (略) (新規)</p>																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>チーム名</th> <th>主たる担当班</th> <th>構成員</th> <th>主な業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難所開設チーム</td> <td>教育部総務班</td> <td>○総務部：本部班 ○財政部：市民税班、資産税班、収納班 ○文化スポーツ振興部：文化芸術班、スポーツ班 ○教育部：総務班、家庭地域学ひの班、文化財班</td> <td>避難所開設マニュアルのとおり</td> </tr> <tr> <td>避難所運営チーム</td> <td>教育部総務班</td> <td>○総務部：本部班 ○教育部：総務班 ○文化スポーツ振興部：スポーツ班 ※関係する各班や関係団体が柔軟に参加できるものとする。 ※避難所運営に従事する市職員(運営職員)は、原則として全庁的に職員を動員し、配備する。</td> <td>避難所運営マニュアルのとおり</td> </tr> <tr> <td>物的支援チーム</td> <td>保健福祉部介護保険班</td> <td>○総務部：本部班、管財班 ○企画政策部：秘書班</td> <td>長野市受援計画に基づく物的支援に関すること</td> </tr> </tbody> </table>	チーム名	主たる担当班	構成員	主な業務	避難所開設チーム	教育部総務班	○総務部：本部班 ○財政部：市民税班、資産税班、収納班 ○文化スポーツ振興部：文化芸術班、スポーツ班 ○教育部：総務班、家庭地域学ひの班、文化財班	避難所開設マニュアルのとおり	避難所運営チーム	教育部総務班	○総務部：本部班 ○教育部：総務班 ○文化スポーツ振興部：スポーツ班 ※関係する各班や関係団体が柔軟に参加できるものとする。 ※避難所運営に従事する市職員(運営職員)は、原則として全庁的に職員を動員し、配備する。	避難所運営マニュアルのとおり	物的支援チーム	保健福祉部介護保険班	○総務部：本部班、管財班 ○企画政策部：秘書班	長野市受援計画に基づく物的支援に関すること	
チーム名	主たる担当班	構成員	主な業務															
避難所開設チーム	教育部総務班	○総務部：本部班 ○財政部：市民税班、資産税班、収納班 ○文化スポーツ振興部：文化芸術班、スポーツ班 ○教育部：総務班、家庭地域学ひの班、文化財班	避難所開設マニュアルのとおり															
避難所運営チーム	教育部総務班	○総務部：本部班 ○教育部：総務班 ○文化スポーツ振興部：スポーツ班 ※関係する各班や関係団体が柔軟に参加できるものとする。 ※避難所運営に従事する市職員(運営職員)は、原則として全庁的に職員を動員し、配備する。	避難所運営マニュアルのとおり															
物的支援チーム	保健福祉部介護保険班	○総務部：本部班、管財班 ○企画政策部：秘書班	長野市受援計画に基づく物的支援に関すること															

<p>人的支援チーム</p>	<p>企画政策部企画班</p>	<p>○保健福祉部：生活支援班、介護保険班 ○総務部：本部班、職員班 ○企画政策部：秘書班、企画班 ※このほか、各班に受援調整の窓口担当者を配置する。</p>	<p>・物資のニーズ把握 ・物資の確保（県、協定事業者） ・支援自治体・団体等との調整 ・支援物資の受入れ、整理及び配送（物流事業者との調整）等 長野市受援計画に基づく人的支援に関すること（主な業務は人的支援運営マニュアルのとおり）</p>
<p>検証報告書では、以下の専門チームが必要であると示されている。</p>			
<p>食事支援チーム</p>	<p>（仮）チーム名 想定される業務</p>	<p>・食料の確保（協定事業者含む） ・弁当や炊き出し等の献立作成による避難者の栄養管理 ・食物アレルギー等の相談窓口 ・炊き出し等への対応 など</p>	
<p>避難行動要支援者支援チーム</p>		<p>・地域との連携による支援体制の構築 ・要配慮者の避難所生活の支援に関するマニュアルづくり ・福祉避難所での支援等に関すること など</p>	
<p>避難所以外の避難者支援チーム</p>		<p>・避難所以外の避難者の把握及び情報提供 ・避難所以外の避難者への物資の配布等の仕組みづくり ・避難者への訪問調査に関すること など</p>	
<p>堆積土砂撤去チーム</p>		<p>・堆積土砂撤去の優先箇所の検討及び除去の実施 ・（県、協定締結団体等）外部機関との調整 ・報告書作成等の連携、協力 など</p>	
<p>災害相談窓口チーム</p>		<p>・相談窓口の運営方式の検討 ・窓口の設置 ・相談窓口の運営 など</p>	

1-3 避難所開設マニュアル、避難所運営マニュアルに基づいた運用

長野市地域防災計画【震災対策編 第3章 災害応急対策計画】

No.	新	旧								
1-3	<p>第11節 避難の受入れ及び情報提供活動並びに応急仮設住宅の確保活動</p> <p>第6 避難所の運営</p> <p>1 避難所運営の基本</p> <p>避難所運営は、「長野市避難所運営マニュアル【風水害編】」に準じて運営することを基本とし、災害が急性期（※）を過ぎ、避難所の運営段階に入った時点で、市災害対策本部では避難所開設チームから避難所運営チームへ組織を移行し、避難者・市・施設管理者・ボランティア団体等が互いに協力しつつ、避難者同士が助け合いや協働の精神に基づき自主的な運営を目指す。</p> <p>※「災害が急性期を過ぎ、避難所の運営段階に入った時点」の考え方は、風、雨、水位が落ち着き、救助活動が概ね終了し、自宅等の被災により、避難所で1週間程度又はそれ以上避難生活を送る必要性がある避難者（被災者）がいることが分かった時点。（内閣府の避難所運営ガイドラインの初期と応急期に相当し、長くて3日以内を想定）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>〈避難所運営の基本的な考え方〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自宅など、普段生活している場所で生活できず、住み慣れない避難所で生活せざるを得ないことによる心身の負担を極力軽減し、避難所における災害関連死をできる限り防ぐことを目標に、必要な取り組みを行う。 ○避難所以外にも避難者がいることを前提に、避難所においては、物資・食料・情報等を取りに来ることができ、避難者が相互に又は支援者等とつながる場としての役割を果たす。 ○避難所は災害による被害からの生活再建を考える場所でもあることから、必要な支援を通して生活再建を支える場としての役割を果たす。 </div>	<p>第11節 避難の受入れ及び情報提供活動並びに応急住宅の確保活動</p> <p>第5 避難所の運営</p> <p>1 避難所運営事務</p> <p>教育部の派遣職員は避難所責任者となつて、「避難所開設・運営マニュアル」により避難所を運営する。また、施設に勤務する職員は、避難所責任者に協力して事務を分担して遂行するとともに、教育部総務班は、ボランティア等へ避難所運営の協力を要請する。</p> <p>なお、主な避難所運営の事務は次のとおり行う。</p> <p style="text-align: center;">〈避難所運営の事務〉</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 5px;">受入れ者等の把握</td> <td style="padding: 5px;">避難者を受け入れた際に「避難者名簿」を配り、世帯単位で氏名・住所等を記入するよう指示する。また、「避難者名簿」から「避難者台帳」を作成し、避難者の入退所を管理し、状況を把握する。 また、自宅にて生活ができるが、ライフラインの停止等により炊事等ができずに食料の供給を受ける者についても把握する。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">水、食料、生活必需品等の請求、受け取り、配給</td> <td style="padding: 5px;">避難所の派遣職員が数をまとめて本部に連絡する。配給は、自治会等の自主運営にて行う。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">運営の記録・報告</td> <td style="padding: 5px;">避難所の運営状況を、「避難所状況報告書」に毎日記録するとともに、教育部総務班へ毎日報告する。ただし、傷病人の発生等、特別の事情があるときは必要に応じて報告する。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">避難所開設後の避難誘導</td> <td style="padding: 5px;">避難所開設後、災害の発生により避難の必要が生じた場合は、避難者と協力して、安全な場所に避難誘導を行う。</td> </tr> </table>	受入れ者等の把握	避難者を受け入れた際に「避難者名簿」を配り、世帯単位で氏名・住所等を記入するよう指示する。また、「避難者名簿」から「避難者台帳」を作成し、避難者の入退所を管理し、状況を把握する。 また、自宅にて生活ができるが、ライフラインの停止等により炊事等ができずに食料の供給を受ける者についても把握する。	水、食料、生活必需品等の請求、受け取り、配給	避難所の派遣職員が数をまとめて本部に連絡する。配給は、自治会等の自主運営にて行う。	運営の記録・報告	避難所の運営状況を、「避難所状況報告書」に毎日記録するとともに、教育部総務班へ毎日報告する。ただし、傷病人の発生等、特別の事情があるときは必要に応じて報告する。	避難所開設後の避難誘導	避難所開設後、災害の発生により避難の必要が生じた場合は、避難者と協力して、安全な場所に避難誘導を行う。
受入れ者等の把握	避難者を受け入れた際に「避難者名簿」を配り、世帯単位で氏名・住所等を記入するよう指示する。また、「避難者名簿」から「避難者台帳」を作成し、避難者の入退所を管理し、状況を把握する。 また、自宅にて生活ができるが、ライフラインの停止等により炊事等ができずに食料の供給を受ける者についても把握する。									
水、食料、生活必需品等の請求、受け取り、配給	避難所の派遣職員が数をまとめて本部に連絡する。配給は、自治会等の自主運営にて行う。									
運営の記録・報告	避難所の運営状況を、「避難所状況報告書」に毎日記録するとともに、教育部総務班へ毎日報告する。ただし、傷病人の発生等、特別の事情があるときは必要に応じて報告する。									
避難所開設後の避難誘導	避難所開設後、災害の発生により避難の必要が生じた場合は、避難者と協力して、安全な場所に避難誘導を行う。									
2	<p>2 避難所の管理運営に係わる動員・配備体制</p> <p>避難所の運営職員は、原則として全庁的に職員を動員し、配備する。 可能な限り本部連絡員会議等で事前調整のうえ、避難所運営チーム長は避難所開設、概ねの避難所運営期間、運営に必要な人数、部局ごとの動員人数等について本部会議等で示し、協議・決定する。</p> <p>また、避難者受入れの状況により避難所の管理運営に支障が生ずると判断される場合は、本部長が、教育部職員等から応援を求める。</p>	<p>2 避難所の開設及び管理運営に係わる応援体制</p> <p>教育部総務班長は、避難者受入れの状況により避難所の開設及び管理運営に支障が生ずると判断される場合は、本部長の指示に基づき、教育機関、他の部及び県職員から応援を求める。</p>								
3	<p>3 避難所責任者の任命</p> <p>各避難所の運営職員のうち、原則として管理職1名を避難所責任者として市災害対策本部に諮り、本部長は災害対策本部会議の決定により、避難所責任者を任命する。</p>	<p>(新規)</p>								

No.	新	旧
	<p>4 避難所運営委員会の設置 避難所責任者は、避難所運営委員会を設置し、避難所運営委員会と協力して避難所運営に当たる。 避難所運営委員会は、避難所責任者、避難者の代表者、住民自治協議会・自主防災組織の役員、施設管理者、ボランティア・NPO法人の代表者等で構成し、次の取組を行う。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>〈避難所運営委員会の役割〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所の庶務及び総括 ・ 避難者の生活環境の整備 ・ 避難者への支援物資や食事の提供 ・ 避難者への健康及び福祉支援 ・ 定例会議（情報共有会議）の開催など運営従事者間の情報共有 ・ 上記の取組を行ううえで必要な避難所内のルールづくり ・ その他、避難所運営委員会が必要と認めること </div> <p>避難所運営に性別によるニーズの違いに配慮するため、出来る限り女性が参画できるような構成とする。また、必要に応じて専門性を有したボランティアの外部支援者等へ避難所運営の協力を要請する。</p>	<p>3 自主運営の促進 避難所責任者は、各居住区域の班長を通じて、避難者等による避難所の自主運営について協力を求める。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>〈避難者による自主運営〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 公的機関・避難所責任者から避難者への指示、伝達事項の周知 ○ 物資の配布活動等の補助 ○ 居住区域の避難者の要望・苦情等のとりまとめ ○ 防疫・衛生活動等への協力 ○ 施設の保全管理 </div>
	<p>(削除)</p>	<p>4 要配慮者への支援 教育部長は、避難所責任者を通じて、避難所生活における要配慮者の要望を把握し、これらの者への情報提供、介助支援に配慮するとともに、必要に応じて保健福祉部各班、保健所健康班に対して支援を要請する。 保健福祉部福祉政策班は、必要に応じて福祉避難所を開設し、要配慮者専用の福祉避難所への移送に関して調整を行う。 また、必要に応じてホテル等宿泊施設の借上げなどを検討し、市内の宿泊施設の管理者・所有者に、一時的な受入れの協力を要請する。</p> <p>5 飼養動物への対応 飼養動物（以下「ペット動物」という。）を連れての避難の場合、避難所責任者は「避難所のペット動物対策マニュアル」に基づき、避難者の居住区域へのペット動物の持込みは禁止し、グラウンドや屋根のあるテラス等にペット動物専用スペースを指定し、避難所のルールに従い、所有者の責任で管理を行わせる。 なお、盲導犬・介助犬・聴導犬はペット動物にはあたらないため、避難者との同伴を認めるが、犬が苦手な避難者もいることを考慮し、要配慮者として配慮を行う。 また、住民は平常時から、保健所で作成した「ペットの「災害対策」」などのリーフレットを読み、準備しておく。</p>
	<p>6 長期化対策 「長野市避難所運営マニュアル【風水害編】」を準用し、避難生活の長期化に備え、関係各部と協力して次の対策を講じる。特に、運営に関しては要配慮者への支援、避難所運営への女性の参画や男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。 (1) プライバシー、男女のニーズ等への配慮 避難者のプライバシー保護、男女のニーズの違い等に配慮した施設・設備の設置、対策への配慮を行う。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>〈プライバシー、男女のニーズ等への配慮〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 間仕切り ・ 男女別トイレ ・ 授乳室 ・ 入浴施設 ・ 段ボールベッド、パーテーション等 ・ 女性用品の女性による配布 ・ 女性職員配置 </div> (2) 健康・衛生管理 被災者の健康維持のために、救護所を設置し、医師、看護師、保健師等による巡回、メンタルヘルスケア等に配慮する。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>〈健康・衛生管理〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 救護所の設置 ・ 医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回、指導 </div> </p>	<p>6 長期化対策 教育部長は、避難生活の長期化に備え、関係各部と協力して次の対策を講じる。特に、運営に関しては要配慮者への支援、避難所運営への女性の参画や男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>〈プライバシー、男女のニーズ等への配慮〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 間仕切り ・ 男女別トイレ ・ 授乳室 ・ 入浴施設 ・ 女性用品の女性による配布 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>〈健康・衛生管理〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 救護所の設置 ・ 医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回、指導 ・ 旅行者血栓症（エコノミークラス症候群）予防 ・ 暑さ・寒さ対策 ・ アルコール依存症、メンタルヘルス等対策 ・ インフルエンザ等感染症予防 ・ 清掃 ・ し尿及びごみの適正処理 </div> </p>

No.	新	旧
	<p>・旅行者血検症（エコーノミークララス症候群）予防</p> <p>・暑さ・寒さ対策</p> <p>・アルコール依存症、メンタルヘルス等対策</p> <p>・<u>新型コロナウイルス、インフルエンザ等感染症予防</u></p> <p>・清掃</p> <p>(3) 防犯対策 避難所の防犯対策として、<u>避難者への周知、警備員の配置等の措置をとる。</u></p> <p>(4) 報道対応 避難所内への報道機関等の取材、機材持込み、立入りの制限措置等を行う。 なお、報道対応は原則として避難所運営責任者が行う。</p> <p>(5) 女性や子供等に対する暴力、DV等発生防止対策 女性や子供等に対する暴力、DV等発生防止対策を行う。</p> <p>(6) 入浴対策 入浴ができない避難者のために、次の方法により入浴施設・設備を確保し、提供する。 また、入浴施設への送迎車両（バス、タクシー）の確保及び運行を行う。</p> <p>(7) 二次避難（避難者のリフレッシュ） 避難者の心身の健康に配慮し、避難者がホテル、旅館等に宿泊できる二次避難（避難者のリフレッシュ）の制度を運用する。</p>	<p>・夜間の防犯</p> <p>・関係者以外の立入り制限</p> <p>・防犯ブザーの配布</p> <p>・巡回警備</p> <p>・巡回警備</p> <p>・夜間の防犯</p> <p>・関係者以外の立入り制限</p> <p>・巡回警備</p> <p>・防犯ブザーの配布</p> <p>・健康・衛生管理</p> <p>・救護所の設置</p> <p>・旅行者血検症（エコーノミークララス症候群）予防</p> <p>・暑さ・寒さ対策</p> <p>・アルコール依存症、メンタルヘルス等対策</p> <p>・インフルエンザ等感染症予防</p> <p>・清掃</p> <p>・し尿及びごみの適正処理</p> <p>また、やむを得ず避難所に滞在することができない車中泊などの被災者に対しても、<u>食料等必要な物資の提供、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努める。</u></p>

No.	新	旧
1-3	<p>第12節 避難の受入れ及び情報提供活動並びに応急仮設住宅の確保活動</p> <p>第6 避難所の開設・受入れ</p> <p>1 避難所の選定 避難所に使用する施設は、「指定緊急避難場所・指定避難所選定基準」により事前に指定しておく。 また、指定施設が使用できない等、必要に応じ、指定以外の施設を避難所として開設する。この場合、安全性を確認し、管理者の同意を得るものとする。</p> <p>2 避難指示等発令前の避難所受入れ 地域・市民生活部地域活動支援班・支所班は、所管区域において避難指示等の発令前に、指定避難所に住民等が避難してきたことを把握した場合は、開錠し住民等の受入れを行うとともに、避難状況を本部に連絡する。</p> <p>3 避難所の開設 本部長が避難指示等を発令した場合、若しくは避難者を受け入れる必要があると認めると認める場合、「長野市避難所開設マニュアル【風水害編】」に基づいて避難所開設チームは避難所を開設する。 避難所開設チームは、避難所開設班を派遣し、避難所開設班は、施設管理者及び避難者の協力のもとに避難所を開設する。ただし、緊急の場合は施設管理者が避難所の開設を行い、施設に勤務する職員は避難所開設班及び施設管理者に協力する。 なお、総務部本部班は関係各部と協力して、洪水や土砂災害からの施設の安全を確認しつつ避難所を選定し、開設、運営の指示を行う。 また、危険が認められる場合は、速やかに他の避難所へ避難者を誘導する。</p> <p>4 避難所開設の報告・伝達 避難所開設班は、避難所開設チームへ次の事項を報告する。 また、避難所開設チームは、総務部本部班を通じて、開設が決定した避難所を、県、その他防災関係機関へ伝達するとともに、企画政策部広報聴班を通じて住民等に広報する。</p> <div data-bbox="1289 1590 1369 2588" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">〈避難所開設の報告事項〉</p> <p style="text-align: center;">○開設日時・場所 ○受入れ人員 ○その他必要事項</p> </div> <p>5 避難所内事務所の開設 避難所開設班は、避難所内に事務所を開設し、看板等を掲げて避難所運営の責任者の所在を明らかにする。事務所には職員を常時配置し、書類や事務用品等を準備する。</p> <p>6 避難者の受入れ 避難所開設班は、施設に勤務する職員等と協力し、避難者を受け入れる。避難所に受け入れる者は、被害を受け又は受けるおそれがある者（避難指示等を受けた者）、来訪者、帰宅困難者（途中の者を含む。）とし、居住区域を割り振る。 なお、受入れられる避難者は、住民のみならず、避難の状況にあわせてその他の者も対応する。</p> <p>7 避難所の不足時の対応 指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、総務部本部班の指示により、その他の施設へ被災者の一時的な受入れ措置をとる。 特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設する。</p>	<p>第12節 避難の受入れ及び情報提供活動並びに応急住宅の確保活動</p> <p>第7 避難所の開設・受入れ</p> <p>震災対策編 第3章 第11節 第4「避難所の開設・受入れ」に準ずる。（削除）</p>

1-4 被災した観光地の復興

長野市地域防災計画【震災対策編 第3章 災害復旧計画】

No.	新	旧						
1-4	<p>第7節 被災した観光地の復興</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 被災した観光地に対する支援</td> <td>商工観光部観光振興課</td> </tr> <tr> <td>第2 観光事業者の対策</td> <td>観光事業者</td> </tr> </tbody> </table> <p>被災した観光地の早期復興、風評被害の防止を図るため、国、県、関係機関等と連携して、観光地の誘客体制を整備し、被災した観光地に対して総合的な支援を行う。</p> <p>第1 被災した観光地に対する支援</p> <p>国、県、関係機関等と連携して、被災した観光事業者等の現状を正確に把握し、ウェブサイト等を活用して、観光地の復旧状況を広く周知する等、風評被害防止対策を推進する。</p> <p>また、被災した観光地の復旧状況等を正確に把握すると同時に、観光地の復旧状況に応じて、観光客誘客に向けたプロモーション活動を積極的に行う。</p> <p>第2 観光事業者の対策</p> <p>観光事業者は、県、市、関係団体と連携して、営業状況、復旧状況を国内外に向けて情報発信する。</p>	項目	担当	第1 被災した観光地に対する支援	商工観光部観光振興課	第2 観光事業者の対策	観光事業者	<p>(新設)</p>
項目	担当							
第1 被災した観光地に対する支援	商工観光部観光振興課							
第2 観光事業者の対策	観光事業者							

2-1 要配慮者利用施設における対策の整理

長野市地域防災計画【震災対策編 第2章 災害予防計画】

No.	新	旧						
2-1								
第7節 要配慮者支援計画								
<p>第5 土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設対策</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">計画名 [計画主体]</th> <th style="width: 40%;">計画内容</th> <th style="width: 30%;">担当部課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 要配慮者利用施設等の安全対策 [市、県、<u>施設管理者等</u>] </td> <td> 土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等及び浸水想定区域内に立地している要配慮者利用施設について、<u>地域防災計画にその名称及び所在地を定め、避難確保計画の作成、訓練の実施等の警戒避難体制の確立等、防災体制の整備について指導する。</u> ○<u>避難確保計画の作成支援及び確認</u> ○<u>訓練の支援</u> ○災害の発生を想定した連絡・通報、避難誘導等に係る訓練への支援 市地域防災計画に定められた要配慮者利用施設の管理者等は、<u>避難確保計画の作成(変更)、ハザードマップを活用した避難訓練を行うとともに、自衛水防組織を置くよう努める。</u> なお、<u>避難確保計画を作成・変更したときは市長へ報告する。</u> </td> <td> 保健福祉部高齢者活躍支援課 保健福祉部障害福祉課 保健福祉部福祉政策課 こども未来部保育・幼稚園課 こども未来部こども政策課 こども未来部子育て家庭福祉課 教育委員会学校教育課 </td> </tr> </tbody> </table>			計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課	要配慮者利用施設等の安全対策 [市、県、 <u>施設管理者等</u>]	土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等及び浸水想定区域内に立地している要配慮者利用施設について、 <u>地域防災計画にその名称及び所在地を定め、避難確保計画の作成、訓練の実施等の警戒避難体制の確立等、防災体制の整備について指導する。</u> ○ <u>避難確保計画の作成支援及び確認</u> ○ <u>訓練の支援</u> ○災害の発生を想定した連絡・通報、避難誘導等に係る訓練への支援 市地域防災計画に定められた要配慮者利用施設の管理者等は、 <u>避難確保計画の作成(変更)、ハザードマップを活用した避難訓練を行うとともに、自衛水防組織を置くよう努める。</u> なお、 <u>避難確保計画を作成・変更したときは市長へ報告する。</u>	保健福祉部高齢者活躍支援課 保健福祉部障害福祉課 保健福祉部福祉政策課 こども未来部保育・幼稚園課 こども未来部こども政策課 こども未来部子育て家庭福祉課 教育委員会学校教育課
計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課						
要配慮者利用施設等の安全対策 [市、県、 <u>施設管理者等</u>]	土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等及び浸水想定区域内に立地している要配慮者利用施設について、 <u>地域防災計画にその名称及び所在地を定め、避難確保計画の作成、訓練の実施等の警戒避難体制の確立等、防災体制の整備について指導する。</u> ○ <u>避難確保計画の作成支援及び確認</u> ○ <u>訓練の支援</u> ○災害の発生を想定した連絡・通報、避難誘導等に係る訓練への支援 市地域防災計画に定められた要配慮者利用施設の管理者等は、 <u>避難確保計画の作成(変更)、ハザードマップを活用した避難訓練を行うとともに、自衛水防組織を置くよう努める。</u> なお、 <u>避難確保計画を作成・変更したときは市長へ報告する。</u>	保健福祉部高齢者活躍支援課 保健福祉部障害福祉課 保健福祉部福祉政策課 こども未来部保育・幼稚園課 こども未来部こども政策課 こども未来部子育て家庭福祉課 教育委員会学校教育課						
<p>第7節 要配慮者支援計画</p> <p>第5 土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設対策</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">計画名 [計画主体]</th> <th style="width: 40%;">計画内容</th> <th style="width: 30%;">担当部課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 要配慮者利用施設等の安全対策 [市、県] </td> <td> 土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等及び浸水想定区域内に立地している要配慮者利用施設について、警戒避難体制の確立など防災体制の整備について指導する。 ○災害の発生を想定した連絡・通報、避難誘導等に係る訓練の実施 </td> <td> 保健福祉部 </td> </tr> </tbody> </table>			計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課	要配慮者利用施設等の安全対策 [市、県]	土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等及び浸水想定区域内に立地している要配慮者利用施設について、警戒避難体制の確立など防災体制の整備について指導する。 ○災害の発生を想定した連絡・通報、避難誘導等に係る訓練の実施	保健福祉部
計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課						
要配慮者利用施設等の安全対策 [市、県]	土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等及び浸水想定区域内に立地している要配慮者利用施設について、警戒避難体制の確立など防災体制の整備について指導する。 ○災害の発生を想定した連絡・通報、避難誘導等に係る訓練の実施	保健福祉部						

2-2 受援計画の反映

長野市地域防災計画【震災対策編 第3章 災害応急対策計画】

No.	新	旧
2-2	<h3>第3節 広域相互応援活動</h3> <p>第3 受援の調整等</p> <p>市は、県及び他市町村の応援、民間等の協力並びに自衛隊の災害派遣等、多数の団体から様々な応援及び協力を受け入れる場合、効率的に応援活動が展開されるように、「<u>長野市受援計画</u>」に基づき次の措置を講じる。</p> <p><u>なお、消防部、上下水道部等は、別に定められた応援・受援体制で支援を受入れる。</u></p> <p>1 応援隊の受入れ</p> <p><u>企画政策部企画班（人的支援チーム）は、県や他市町村等からの職員の派遣が決定した場合、受入れ体制を整え、応援隊の活動状況を把握する。</u></p> <p><u>他市町村等から専門職員の派遣協力の申出があった場合には、受付後に各部へあわせする。各部で派遣職員の受入れを行う場合には、同様の受入れ体制を整えとともに、協力活動の状況を把握して企画政策部に随時報告する。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>〈<u>応援隊受入れ方法</u>〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○連絡窓口・担当者の指定 ○作業計画の策定 ○必要な資機材の確保 ○受入れ拠点の確保（市内の公的建物から選定する） ○費用の負担範囲 ○新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策（派遣職員の健康管理、マスク着用等の徹底のほか、会議室レイアウトの工夫、テレビ会議の活用等） </div> <p>2 情報共有</p> <p><u>企画政策部企画班（人的支援チーム）は、応援団体や先遣隊に次の情報を提供する。</u></p> <p>また、国、県等から情報共有システムが提供された場合は、使用する職員等に対してシステムの操作研修等を速やかに行う。（略）</p> <p>3 調整会議の開催</p> <p>複数の応援団体が同一の応急対策活動を実施する場合、企画政策部企画班（<u>人的支援チーム</u>）は、当該対策の担当班及び応援団体の責任者等が参加する調整会議等を企画し、各団体の活動範囲の調整、連携方法の協議等を実施する。（略）</p> <p>4 受入拠点の確保</p> <p><u>企画政策部企画班（人的支援チーム）、保健福祉部介護保険班（物的支援チーム）、地域・市民生活部市民窓口班、会計部</u>は、応援隊の<u>進出拠点</u>及び物資の<u>進出拠点</u>、緊急輸送道路の確保状況等を考慮しつつ、大型ヘリコプターの離発着が可能な施設を優先して選定する。</p> <p>また、総務部本部班は、<u>応援隊の進出拠点</u>や<u>地域内輸送拠点</u>を市内に確保できない場合、県又は近隣の市町村に対して受入れの拠点を確保し、<u>応援隊の進出拠点</u>や<u>地域内輸送拠点</u>を市内に確保できない場合、県又は近隣の市町村に対して受入拠点となる施設の提供及び受け入れ活動の協力を要請する。</p> <p>5 その他</p> <p><u>総務部管財班</u>は、応援隊や協力団体の車両が通行規制の除外となるように警察及び道路管理者等に要請するとともに、優先給油が受けられる<u>よう</u>措置する。</p>	<h3>第3節 広域相互応援活動</h3> <p>第3 受援の調整等</p> <p>市は、県及び他市町村の応援、民間等の協力並びに自衛隊の災害派遣、多数の団体から様々な応援及び協力を受け入れる場合、効率的に応援活動が展開されるように次の措置を講じる。</p> <p>1 情報共有</p> <p><u>総務部本部班</u>は、応援団体や先遣隊に次の情報を提供し、<u>効果的な受援を促進する。</u></p> <p>また、国、県などから情報共有システムが提供された場合は、使用する職員等に対してシステムの操作研修等を速やかに行う。（略）</p> <p>2 調整会議の開催</p> <p>複数の応援団体が同一の応急対策活動を実施する場合、企画政策部企画班は、当該対策の担当班及び応援団体の責任者等が参加する調整会議等を企画し、各団体の活動範囲の調整、連携方法の協議等を実施する。（略）</p> <p>3 受入拠点の確保</p> <p><u>企画政策部企画班、保健福祉部介護保険班・生活支援班及び地域・市民生活部市民窓口班、会計班</u>は、応援隊の<u>受入拠点</u>及び物資の輸送拠点の開設に当たり、緊急輸送道路の確保状況等を考慮しつつ、大型ヘリコプターの離発着が可能な施設を優先して選定する。</p> <p>また、総務部本部班は、<u>受入拠点</u>や輸送拠点を市内に確保できない場合、県又は近隣の市町村に対して受入拠点となる施設の提供及び受け入れ活動の協力を要請する。</p> <p>4 その他</p> <p><u>財政部管財班</u>は、応援隊や協力団体の車両が通行規制の除外となるように警察及び道路管理者等に要請するとともに、優先給油が受けられる措置する。</p>

2-3 物資に関する記述の整理

長野市地域防災計画【震災対策編 第2章 災害予防計画】

No.	新	旧																		
2-3	<h4>第12節 食料品の備蓄調達計画</h4> <table border="1"> <thead> <tr> <th>計画名 [計画主体]</th> <th>計画内容</th> <th>担当部課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>食料品の備蓄・調達体制の整備 [市]</td> <td>地震発生1日後に想定する避難者数（長野盆地西縁断層帯の地震想定約53,000人）の2食分の食料備蓄を、防災備蓄倉庫と併せて整備する。 また、災害備蓄品目の検討、孤立可能性地域の支所等への分散備蓄等を含めた災害備蓄年次計画を策定し充実を図る。 <u>また、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資及び物資拠点（集積場所）の登録を行う。</u></td> <td>総務部危機管理防災課</td> </tr> <tr> <td>食料品の供給計画 [市]</td> <td>長野市商工業災害対策連絡協議会等と連携し、災害時の食料品の円滑な調達、安定した供給体制を強化する。 ○応援協定に基づく、要請、連絡、調達等の実施方法の具体化検討 ○輸送手段、集積場所等について、関係機関と調整</td> <td>財政部契約課 地域・市民生活部市民窓口課 総務部職員課</td> </tr> </tbody> </table>	計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課	食料品の備蓄・調達体制の整備 [市]	地震発生1日後に想定する避難者数（長野盆地西縁断層帯の地震想定約53,000人）の2食分の食料備蓄を、防災備蓄倉庫と併せて整備する。 また、災害備蓄品目の検討、孤立可能性地域の支所等への分散備蓄等を含めた災害備蓄年次計画を策定し充実を図る。 <u>また、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資及び物資拠点（集積場所）の登録を行う。</u>	総務部危機管理防災課	食料品の供給計画 [市]	長野市商工業災害対策連絡協議会等と連携し、災害時の食料品の円滑な調達、安定した供給体制を強化する。 ○応援協定に基づく、要請、連絡、調達等の実施方法の具体化検討 ○輸送手段、集積場所等について、関係機関と調整	財政部契約課 地域・市民生活部市民窓口課 総務部職員課	<h4>第12節 食料品等の備蓄調達計画</h4> <table border="1"> <thead> <tr> <th>計画名 [計画主体]</th> <th>計画内容</th> <th>担当部課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>食料品・生活必需品等の備蓄・調達体制の整備 [市]</td> <td>地震発生1日後に想定する避難者数（長野盆地西縁断層帯の地震想定約71,800人）の2食分の食料備蓄を、防災備蓄倉庫と併せて整備する。<u>併せて、生活必需品の備蓄・調達体制の整備を図る。</u> また、災害備蓄品目の検討、孤立可能性地域の支所等への分散備蓄などを含めた災害備蓄年次計画を策定し充実を図る。</td> <td>総務部危機管理防災課</td> </tr> <tr> <td>食料品・生活必需品等の供給計画 [市]</td> <td>長野市商工業災害対策連絡協議会等と連携し、災害時の食料品、<u>生活物資等</u>の円滑な調達、安定した供給体制を強化する。 ○応援協定に基づく、要請、連絡、調達等の実施方法の具体化検討 ○輸送手段、集積場所等について、関係機関と調整</td> <td>財政部契約課 地域・市民生活部市民窓口課 総務部職員課</td> </tr> </tbody> </table>	計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課	食料品・生活必需品等の備蓄・調達体制の整備 [市]	地震発生1日後に想定する避難者数（長野盆地西縁断層帯の地震想定約71,800人）の2食分の食料備蓄を、防災備蓄倉庫と併せて整備する。 <u>併せて、生活必需品の備蓄・調達体制の整備を図る。</u> また、災害備蓄品目の検討、孤立可能性地域の支所等への分散備蓄などを含めた災害備蓄年次計画を策定し充実を図る。	総務部危機管理防災課	食料品・生活必需品等の供給計画 [市]	長野市商工業災害対策連絡協議会等と連携し、災害時の食料品、 <u>生活物資等</u> の円滑な調達、安定した供給体制を強化する。 ○応援協定に基づく、要請、連絡、調達等の実施方法の具体化検討 ○輸送手段、集積場所等について、関係機関と調整	財政部契約課 地域・市民生活部市民窓口課 総務部職員課
計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課																		
食料品の備蓄・調達体制の整備 [市]	地震発生1日後に想定する避難者数（長野盆地西縁断層帯の地震想定約53,000人）の2食分の食料備蓄を、防災備蓄倉庫と併せて整備する。 また、災害備蓄品目の検討、孤立可能性地域の支所等への分散備蓄等を含めた災害備蓄年次計画を策定し充実を図る。 <u>また、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資及び物資拠点（集積場所）の登録を行う。</u>	総務部危機管理防災課																		
食料品の供給計画 [市]	長野市商工業災害対策連絡協議会等と連携し、災害時の食料品の円滑な調達、安定した供給体制を強化する。 ○応援協定に基づく、要請、連絡、調達等の実施方法の具体化検討 ○輸送手段、集積場所等について、関係機関と調整	財政部契約課 地域・市民生活部市民窓口課 総務部職員課																		
計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課																		
食料品・生活必需品等の備蓄・調達体制の整備 [市]	地震発生1日後に想定する避難者数（長野盆地西縁断層帯の地震想定約71,800人）の2食分の食料備蓄を、防災備蓄倉庫と併せて整備する。 <u>併せて、生活必需品の備蓄・調達体制の整備を図る。</u> また、災害備蓄品目の検討、孤立可能性地域の支所等への分散備蓄などを含めた災害備蓄年次計画を策定し充実を図る。	総務部危機管理防災課																		
食料品・生活必需品等の供給計画 [市]	長野市商工業災害対策連絡協議会等と連携し、災害時の食料品、 <u>生活物資等</u> の円滑な調達、安定した供給体制を強化する。 ○応援協定に基づく、要請、連絡、調達等の実施方法の具体化検討 ○輸送手段、集積場所等について、関係機関と調整	財政部契約課 地域・市民生活部市民窓口課 総務部職員課																		
	<h4>第14節 生活必需品等の備蓄調達計画</h4> <p>大規模な災害が発生した場合、被災直後の住民の生活を確保するうえで生活必需品等の備蓄・供給は重要である。住民は、一般流通が十分機能しないと考えられる発災直後から最低でも3日間（可能な限り1週間）は、自らの備蓄で賄うことを原則とする。市はこの間、<u>生活必需品等</u>を持ち出しできない者等を想定して備蓄を実施する。更には防災備蓄倉庫の整備を計画的に進める。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>計画名 [計画主体]</th> <th>計画内容</th> <th>担当部課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活必需品等の備蓄・調達体制の整備 [市]</td> <td>地震発生1日後に想定する避難者数（長野盆地西縁断層帯の地震想定約53,000人）のうち、<u>生活必需品等を持ち出すことができない被災者を備蓄の対象とする。備蓄にあたっては、災害備蓄品目の検討、孤立可能性地域の支所等への分散備蓄等を含めた災害備蓄年次計画を策定し充実を図る。</u></td> <td>総務部危機管理防災課</td> </tr> <tr> <td>生活必需品等の供給計画 [市]</td> <td>長野市商工業災害対策連絡協議会等と連携し、災害時の生活物資等の円滑な調達、安定した供給体制を強化する。 ○応援協定に基づく、要請、連絡、調達等の実施方法の具体化検討 ○輸送手段、集積場所等について、関係機関と調整</td> <td>財政部契約課 保健福祉部生活支援課 地域・市民生活部市民窓口課 総務部職員課</td> </tr> </tbody> </table>	計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課	生活必需品等の備蓄・調達体制の整備 [市]	地震発生1日後に想定する避難者数（長野盆地西縁断層帯の地震想定約53,000人）のうち、 <u>生活必需品等を持ち出すことができない被災者を備蓄の対象とする。備蓄にあたっては、災害備蓄品目の検討、孤立可能性地域の支所等への分散備蓄等を含めた災害備蓄年次計画を策定し充実を図る。</u>	総務部危機管理防災課	生活必需品等の供給計画 [市]	長野市商工業災害対策連絡協議会等と連携し、災害時の生活物資等の円滑な調達、安定した供給体制を強化する。 ○応援協定に基づく、要請、連絡、調達等の実施方法の具体化検討 ○輸送手段、集積場所等について、関係機関と調整	財政部契約課 保健福祉部生活支援課 地域・市民生活部市民窓口課 総務部職員課	<h4>第14節 生活必需品の備蓄調達計画</h4> <p>大規模な災害が発生した場合、被災直後の住民の生活を確保するうえで<u>食料品や生活必需品</u>の備蓄・供給は重要である。住民は、一般流通が十分機能しないと考えられる発災直後から最低でも3日間（可能な限り1週間）は、自らの備蓄で賄うことを原則とする。市はこの間、<u>食料</u>を持ち出しできない者等を想定して、<u>食料</u>の備蓄を実施する。更には防災備蓄倉庫の整備を計画的に進める。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>計画名 [計画主体]</th> <th>計画内容</th> <th>担当部課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>食料品・生活必需品等の備蓄・調達体制の整備 [市]</td> <td>地震発生1日後に想定する避難者数（長野盆地西縁断層帯の地震想定71,800人）の2食分の食料を備蓄する。<u>加えて、生活必需品の備蓄・調達体制の整備を図る。また、災害備蓄品目の検討、孤立可能性地域の支所等への分散備蓄などを含めた災害備蓄年次計画を策定し充実を図る。</u></td> <td>総務部危機管理防災課</td> </tr> <tr> <td>食料品・生活必需品等の供給計画 [市]</td> <td>長野市商工業災害対策連絡協議会等と連携し、災害時の食料品、<u>生活物資等</u>の円滑な調達、安定した供給体制を強化する。 ○応援協定に基づく、要請、連絡、調達等の実施方法の具体化検討 ○輸送手段、集積場所等について、関係機関と調整</td> <td>財政部契約課 地域・市民生活部市民窓口課 総務部職員課</td> </tr> </tbody> </table>	計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課	食料品・生活必需品等の備蓄・調達体制の整備 [市]	地震発生1日後に想定する避難者数（長野盆地西縁断層帯の地震想定71,800人）の2食分の食料を備蓄する。 <u>加えて、生活必需品の備蓄・調達体制の整備を図る。また、災害備蓄品目の検討、孤立可能性地域の支所等への分散備蓄などを含めた災害備蓄年次計画を策定し充実を図る。</u>	総務部危機管理防災課	食料品・生活必需品等の供給計画 [市]	長野市商工業災害対策連絡協議会等と連携し、災害時の食料品、 <u>生活物資等</u> の円滑な調達、安定した供給体制を強化する。 ○応援協定に基づく、要請、連絡、調達等の実施方法の具体化検討 ○輸送手段、集積場所等について、関係機関と調整	財政部契約課 地域・市民生活部市民窓口課 総務部職員課
計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課																		
生活必需品等の備蓄・調達体制の整備 [市]	地震発生1日後に想定する避難者数（長野盆地西縁断層帯の地震想定約53,000人）のうち、 <u>生活必需品等を持ち出すことができない被災者を備蓄の対象とする。備蓄にあたっては、災害備蓄品目の検討、孤立可能性地域の支所等への分散備蓄等を含めた災害備蓄年次計画を策定し充実を図る。</u>	総務部危機管理防災課																		
生活必需品等の供給計画 [市]	長野市商工業災害対策連絡協議会等と連携し、災害時の生活物資等の円滑な調達、安定した供給体制を強化する。 ○応援協定に基づく、要請、連絡、調達等の実施方法の具体化検討 ○輸送手段、集積場所等について、関係機関と調整	財政部契約課 保健福祉部生活支援課 地域・市民生活部市民窓口課 総務部職員課																		
計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課																		
食料品・生活必需品等の備蓄・調達体制の整備 [市]	地震発生1日後に想定する避難者数（長野盆地西縁断層帯の地震想定71,800人）の2食分の食料を備蓄する。 <u>加えて、生活必需品の備蓄・調達体制の整備を図る。また、災害備蓄品目の検討、孤立可能性地域の支所等への分散備蓄などを含めた災害備蓄年次計画を策定し充実を図る。</u>	総務部危機管理防災課																		
食料品・生活必需品等の供給計画 [市]	長野市商工業災害対策連絡協議会等と連携し、災害時の食料品、 <u>生活物資等</u> の円滑な調達、安定した供給体制を強化する。 ○応援協定に基づく、要請、連絡、調達等の実施方法の具体化検討 ○輸送手段、集積場所等について、関係機関と調整	財政部契約課 地域・市民生活部市民窓口課 総務部職員課																		

No.	新	旧
	<p>支援物資受入れ体制の整備〔市〕(新設)</p> <p>支援物資を受入れて避難所に配送するため、物資受入れ体制を構築する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○物流事業者との協定締結及び見直し ○関係部局による専門チームの編成及び運用計画の検討 ○支援物資の受入れマニュアルの作成 	<p>総務部危機管理防災課 保健福祉部生活支援課 保健福祉部介護保険課</p>

2-4 災害廃棄物処理計画の反映

長野市地域防災計画【震災対策編 第3章 災害応急対策計画】

No.	新	旧										
2-4												
第18節 廃棄物の処理活動 (略)	第18節 廃棄物の処理活動 (略)	第18節 廃棄物の処理活動 (略)										
<p>第2 災害廃棄物処理</p> <p>1 災害廃棄物処理体制の確立</p> <p><u>(1) 組織体制</u></p> <p>環境部は、「長野市災害廃棄物処理計画」に基づき、必要に応じて部内に環境部長を長とする長野市災害廃棄物対策調整会議を設置し、廃棄物処理活動全般を指揮統括する。</p> <p><u>(2) 災害廃棄物処理実行計画の作成</u></p> <p>環境部廃棄物対策班・生活環境班は、災害廃棄物の発生量、処理体制、処理スケジュール、処理方法、処理フロー等を具体的に示した災害廃棄物処理実行計画を策定し、災害廃棄物を処理する。</p> <p>なお、次の表にある生活ごみ及び避難所ごみ並びに事業系一般廃棄物は、長野市一般廃棄物処理実施計画で定める方法で処理する。</p>	<p style="text-align: center;"><u>〈災害時に発生する廃棄物〉</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区分</th> <th style="width: 85%;">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">災害廃棄物</td> <td>被災した住家を片付ける際に排出される片付けごみ（一般家庭から排出されるもの）と、公費解体に伴い発生する廃棄物がある。 木くず、コンクリートがら等、金属くず、可燃物、不燃物、廃家電、廃自動車等、腐敗性廃棄物、有害廃棄物、その他適正処理困難物に区分する。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">生活ごみ</td> <td>家庭から排出される生活ごみ、粗大ごみ</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">避難所ごみ</td> <td>避難所から排出される生活ごみ 事業系一般廃棄物として管理者が処理するもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">し尿</td> <td>仮設トイレ（災害用簡易組み立てトイレ、レンタルトイレ及び他市町村・関係業界等から提供されたくみ取り式トイレの総称）等からのくみ取りし尿、 災害に伴って便槽に流入した汚水</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	災害廃棄物	被災した住家を片付ける際に排出される片付けごみ（一般家庭から排出されるもの）と、公費解体に伴い発生する廃棄物がある。 木くず、コンクリートがら等、金属くず、可燃物、不燃物、廃家電、廃自動車等、腐敗性廃棄物、有害廃棄物、その他適正処理困難物に区分する。	生活ごみ	家庭から排出される生活ごみ、粗大ごみ	避難所ごみ	避難所から排出される生活ごみ 事業系一般廃棄物として管理者が処理するもの	し尿	仮設トイレ（災害用簡易組み立てトイレ、レンタルトイレ及び他市町村・関係業界等から提供されたくみ取り式トイレの総称）等からのくみ取りし尿、 災害に伴って便槽に流入した汚水	<p>第2 ごみの収集運搬・処理</p> <p>1 収集運搬・処理計画</p> <p>環境部廃棄物対策班・生活環境班・清掃センター班は、被害状況に応じた生活ごみの収集運搬・処理体制を早期に確立するため、処理施設、資機材等の被害状況、及び当面の収集運搬・処理能力を把握する。</p> <p>地区別の被害状況、避難所等の設置状況に応じて、避難所受入れ者、住宅残留者等の排出量等を想定し、災害廃棄物処理実施計画を策定する。計画上次の点に留意する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;"><u>〈災害廃棄物処理実施計画の留意点〉</u></p> <p>○災害に伴って発生した廃棄物の種別ごとに計画し、最新の情報を基に随時見直しをする。</p> <p>○直接回収、集積所（臨時含む）・仮置場の配置や収集運搬ルート等について計画する。</p> <p>※仮置場の配置は、立地条件・環境衛生等を考慮しながら行う。</p> </div>
区分	内容											
災害廃棄物	被災した住家を片付ける際に排出される片付けごみ（一般家庭から排出されるもの）と、公費解体に伴い発生する廃棄物がある。 木くず、コンクリートがら等、金属くず、可燃物、不燃物、廃家電、廃自動車等、腐敗性廃棄物、有害廃棄物、その他適正処理困難物に区分する。											
生活ごみ	家庭から排出される生活ごみ、粗大ごみ											
避難所ごみ	避難所から排出される生活ごみ 事業系一般廃棄物として管理者が処理するもの											
し尿	仮設トイレ（災害用簡易組み立てトイレ、レンタルトイレ及び他市町村・関係業界等から提供されたくみ取り式トイレの総称）等からのくみ取りし尿、 災害に伴って便槽に流入した汚水											
<p>2 災害廃棄物の処理</p> <p>(1) 仮置場の設置</p> <p>災害廃棄物は、排出時に分別を徹底し、可能な限り資源化を推進することにより、処理・処分量を軽減する。</p> <p>環境部生活環境班は、災害廃棄物の排出場所として被災地域内の空地等に一時的な集積所である「近隣仮置場」を設置する。</p> <p>また、環境部廃棄物対策班は、近隣仮置場の排出量等の状況に応じて、一定期間、分別・仮置き・選別・破砕等を行うための一次・二次仮置場を設置する。</p> <p>(2) 収集・運搬処理</p> <p>環境部生活環境班は、生活ごみの収集運搬を継続するため、ごみ収集車及び収集作業員を確保する。</p> <p>また、被災地や近隣仮置場からの収集運搬体制を速やかに確立するため、協定に基づき長野市委託清掃事業協同組合へ協力要請する。処理能力・収集体制が不足する場合は、災害廃棄物中部ブロック広域連携計画に基づく要請を行う。</p>	<p>2 臨時集積所・仮置場の設置</p> <p>環境部生活環境班は、被災時に既存の集積所が使用できない場合、地域と協議する中で、空き地や公園などを被災地内の臨時集積所として位置づける。</p> <p>また、環境部廃棄物対策班は、臨時集積所の排出量等の状況に応じて、仮置場を設置する。</p> <p>なお、臨時集積所への排出は、災害廃棄物処理実施計画で定める分別基準による。</p> <p>環境部生活環境班・清掃センター班は、ごみ収集車及び収集作業員を確保する。</p> <p>なお、処理能力・収集体制が不足する場合は、協定締結先である長野市委託清掃事業協同組合への協力要請、又は県を通じて広域応援処理体制の要請を行う。</p>											

No.	新	旧
	<p>3 広報・相談 環境部環境保全温暖化対策班・生活環境班は、企画政策部広報広聴班を通じて、収集方法・分別・排出抑制・平常時収集体制への見通し等について広報するとともに、自主防災組織単位のごみの集積を住民・事業所等へ呼びかける。また、住民からの問合せ等について対応する。</p>	<p>3 広報・相談 環境部環境政策班・生活環境班は、企画政策部広報広聴班を通じて、収集方式・分別・排出抑制・平常時収集体制への見通し等について広報するとともに、自主防災組織単位のごみの集積を住民・事業所等へ呼びかける。また、住民からの問合せ等について対応する。</p>
	<p>4 事業系廃棄物処理の支援 環境部廃棄物対策班は、事業者の産業廃棄物等の処理事業者あっせん、作業の指導等を行う。</p>	<p>4 収集運搬・処理 環境部生活環境班・清掃センター班は、ごみ収集車及び収集作業員を確保する。なお、処理能力・収集体制が不足する場合は、協定締結先である長野市委託清掃事業協同組合への協力要請、又は県を通じて広域応援処理体制の要請を行う。また、環境部廃棄物対策班は、事業者の産業廃棄物等の処理事業者あっせん、作業の指導等を行う。 次の点に留意して、適切に収集運搬・処理する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">〈ごみ収集運搬・処理の留意点〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○生ごみ等腐敗しやすい廃棄物は、優先的に収集運搬・処理する。 ○仮置場については、資源の分別・リサイクルに努めるとともに、定期的に消毒等を実施する。 ○道路等に排出・放置されたごみは、関係各部及び応援団体等の協力により、仮置場へ搬送する。 ○有害な廃棄物、産業廃棄物等の処理が困難な廃棄物については、県と協議し専門処理事業者や排出事業者等に協力を要請する。 </div>

2-5 避難に関する記述の整理

No.	新	旧
2-5	新	
<p>第1-1節 避難の受入れ及び情報提供活動並びに仮設住宅の確保活動 (略)</p> <p>第1 避難の基本 地震時における避難の基本方針は、次のとおりである。 (1) 家族、地域で互いの安全、避難行動要支援者の安否、地域の危険性を確認する。 (2) 自宅の被災、延焼火災の発生、がけ崩れにより危険な場合は、自主防災組織等の誘導により一時集合場所又は指定緊急避難場所へ避難する。 (3) 地域の危険が解消した場合は、自宅（耐震性が確保された建物）で生活を継続する。 (4) 自宅が被災し居住できない場合は、指定避難所で生活する。 ※その他、安全な親戚・知人宅への避難、各自が確保したホテル・旅館での避難生活を行う。 ※やむを得ず、地域の自主避難所、テント等で生活する場合は、市に連絡する。 (5) 要配慮者は、必要に応じて福祉避難所で生活する。</p> <div style="text-align: center;"> </div> <p style="text-align: center;"><避難の基本></p>	<p>第1-1節 避難の受入れ及び情報提供活動並びに仮設住宅の確保活動 (略)</p> <p>第1 避難の基本 地震時における避難の基本方針は、次のとおりである。 (1) 家族、地域で互いの安全、避難行動要支援者の安否、地域の危険性を確認する。 (2) 自宅の被災、延焼火災の発生、がけ崩れにより危険な場合は、自主防災組織等の誘導により一時集合場所又は指定緊急避難場所へ避難する。 (3) 地域の危険が解消した場合は、自宅（耐震性が確保された建物）で生活を継続する。 (4) 自宅が被災し居住できない場合は、指定避難所で生活する。 ※その他、安全な親戚・知人宅への避難、各自が確保したホテル・旅館での避難生活を行う。 ※やむを得ず、地域の自主避難所、テント等で生活する場合は、市に連絡する。 (5) 要配慮者は、必要に応じて福祉避難所で生活する。</p>	
		<p>第1 避難指示、緊急安全確保</p> <p>2 避難指示、緊急安全確保発令の時期 本部長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があるときは、次の地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難方向又は指定緊急避難場所を示し、早期に発令を行う。 (略)</p> <p>3 避難指示の内容 本部長は、避難指示を発令するに当たりあたり、次の事項を明確にする。 (略)</p>
		<p>第2 避難指示、緊急安全確保</p> <p>2 避難指示、緊急安全確保発令の条件 避難指示、緊急安全確保を発令する場合は、次のとおりである。 (略)</p> <p>3 避難指示の内容 本部長は、避難指示を発令するに当たりあたり、次の事項を明確にする。 ただし、住民に周知する場合には、できるだけ理解しやすい内容とする。 (略)</p>

No.	新	旧
	<p>4 避難指示の解除 本部長は、災害の状況に応じて、<u>危険がないことが確認された地区の避難指示を解除する。</u></p>	<p>(新規)</p> <p>4 住民への周知 (1) 本部長は、避難指示、緊急安全確保の内容を速やかに防災行政無線、広報車等のあらゆる広報手段を通じ又は直接住民に対し周知する。 <u>避難の必要が無くなった場合も同様とする。</u> 特に、避難行動要支援者については、個々の態様に配慮した避難支援計画により、確実に伝達する。 (2) 本部長以外の指示者は、本部長と緊密な連絡を取り、周知徹底を図る。 (3) 本部長は、災害による危険地域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるために定めた周知方法を、あらかじめ周知しておく。 (4) 避難のため立ち退くべき地域が広範囲であるとき、ラジオ、テレビ放送による周知がより効果的であるとき、本部長は、「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、放送機関に対して放送を要請する。要請を受けた放送機関は危険地域の住民に周知徹底するため、放送時間、放送回数等を考慮して放送する。 (5) 本部長は、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、ＬＡＲＴ（災害情報共有システム）、防災メール、広報車、ホームページ、ＳＮＳ、緊急速報メール等あらゆる広報手段を活用して、警報等の伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。 (6) 避難指示、緊急安全確保をはじめとする災害情報の周知のため、防災行政無線をはじめとして有線放送、電子メール等のほか、地域住民の協力による伝達など多様な手段を用い、避難に関する情報及び被災状況や生活支援等に関する各種情報の伝達を適時に行うとともに、災害の状況によっては臨時災害放送局の開設を検討する。</p>
<p>(削除)</p>		<p>5 避難行動要支援者の状況把握及び避難支援 市は、災害発生後直ちに避難支援計画に基づき、避難支援等関係者の協力を得て、避難行動要支援者の安否、保健福祉サービスの要否等について迅速かつ的確な把握に努める。 また必要に応じて、避難行動要支援者名簿を活用した避難行動要支援者の避難支援を行う。</p>
<p>第3 警戒区域の設定 1 実施者 本部長ほか次の者は、災害が発生し又は発生しようとしている場合において、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定して災害応急対策従事者以外の立ち入りを制限若しくは禁止する。 (略)</p>		<p>第2 警戒区域の設定 1 実施者 本部長ほか次の者は、災害が発生し又は発生しようとしている場合において、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定して災害応急対策従事者以外の立ち入りを制限若しくは禁止する。 (略) <u>なお、被災により市がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、応急措置を実施するため市に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退却を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、又は土砂等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部又は一部を、県が市に代わって行う。</u></p>

No.	新	旧
	<p>第4 避難誘導活動</p> <p>1 避難誘導 自主防災組織・住民自治協議会等は、住民等を指定緊急避難場所等の安全な場所へ速やかに誘導する。市、消防、警察等は、誘導に協力する。 また、学校、保育園、その他多数の者が集まる施設の管理者は、施設の入所者等の避難誘導を行う。</p>	<p>第3 避難誘導活動</p> <p>1 避難誘導 地域・市民生活部支所班、消防部消防署班など担当各班、警察署、消防団、自主防災組織・住民自治協議会等は、各機関で協力し、誘導経路により住民等を指定緊急避難場所等の安全な場所へ速やかに誘導する。 また、学校、保育園、その他多数の者が集まる施設の管理者は、施設の入所者等の避難誘導を行う。</p> <p style="text-align: center;"><u>〈避難誘導時の留意事項〉</u></p> <p>(ア) 誘導の優先順位 ○高齢者、障害者、傷病者、幼児、その他歩行が困難な者、特に避難行動要支援者を優先する。 (イ) 誘導の方法 ○誘導員は、指定緊急避難場所、経路及び方向を的確に指示する。 ○誘導経路は、できる限り危険な橋、堤防、その他災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定するものとする。 ○危険地域には、標示、縄張りを行うほか、状況により誘導員を配置する。 ○浸水地にあつては、舟艇又はロープ等を使用し、安全を期する。 ○誘導中は、水没、感電等の事故防止に努める。 ○高齢者、障害者、幼児、その他歩行が困難な者及び災害の状況により自力により立ち退くことが困難な者については、市が車両、舟艇及びベリコプターの要請等により移送する。 また、地域住民の協力を得ながら、それぞれの態様に十分配慮した迅速かつ適切な避難誘導を行う。</p> <p>○市は、避難行動要支援者の避難については、避難行動要支援者名簿を使用し、予め定めた避難支援等に携わる関係者の協力を得て行うものとする。 ○災害地が広範囲で大規模な避難のための移送を必要とし、市において処置できないときは、市は所轄の地域振興局を経由して県へ応援を要請する。要請を受けた県は、自衛隊の出动を求めるとともに、適切な処置を行う。 被災市町村は、状況によっては、直接他の市町村、警察署等と連絡して実施する。 ○夜間においては、特に危険を防止するため、投光器などの照明具を最大限活用する。 ○誘導員の退避を指示できる通信手段及び受傷事故を防止するための装備の充実を図る。 (ウ) 避難時の携帯品 ○避難誘導をする者は、避難立ち退きに当たつての携帯品を必要に応じ、最小限（現金、必要な食料、衣類、日用品等）とするよう適宜指導する。</p>
	<p>(削除)</p>	<p>2 避難行動 避難者は、近隣の住民と助け合い、安全かつ速やかに避難行動を行う。</p> <p style="text-align: center;"><u>〈避難行動の留意事項〉</u></p> <p>○自治会単位等で、近所の空地に一時集合場所に集合し、近隣の安否確認に努め、集団で指定緊急避難場所へ避難する。 このとき、自宅の電気のブレーカーの遮断、使用中の火気の消火等出火防止措置をとる。 なお、この場合にあつては携帯品は食料、日用品等必要最小限とするものとする。 ○近隣の要配慮者の安全や、傷病者がいらい確認し、避難の支援に努める。 ○携行品は、避難行動に支障のない程度のものとする。 ○動物を引き連れて入園することを禁止している公園でも、災害時は入園することができる。</p>

No.	新	旧
	<p>2 避難行動要支援者の避難支援 市は、避難支援等関係者と連携し、避難地域における在宅の避難行動要支援者の安否、被災状況や避難の状況を確認する。 また、必要に応じて、<u>避難行動要支援者名簿を活用した避難行動要支援者の避難支援を行う。</u></p> <p>(削除)</p>	<p>3 避難行動要支援者の把握 <u>保健福祉部福祉政策班・高齢者福祉班・介護保険班・介護福祉班・障害福祉班、地域・市民生活部地域活動支援班・支所班は、避難支援関係者と連携し、避難地域における在宅の避難行動要支援者の被災状況や避難の状況を把握する。</u> また、必要に応じて避難のための車両を派遣するなど支援を行う。 <u>〈地震時の避難方法〉</u></p> <p>(図略)</p>
	<p>第5 避難所の開設・受入れ (略)</p> <p>2 避難指示等発令前の避難所受入れ 地域・市民生活部地域活動支援班・支所班は、<u>所管区域において避難指示等の発令前に、指定避難所に住民等が避難してきたことを把握した場合は、開設し住民等の受入れを行うとともに、避難状況を本部に連絡する。</u></p> <p>3 避難所の開設 本部長が避難指示等を発令した場合、若しくは避難者を受け入れる必要があると認めるとき、<u>教育部総務班(避難所開設チーム)</u>は避難所を開設する。 <u>避難所開設チームは、避難所開設班を派遣し、開設前に、必要に応じ、建設部建築指導班に応急危険度判定の実施を要請する。</u> 応急危険度判定は、協定締結先である(公社)長野県建築士会ながのの支部・更級支部の協力を得て、避難所の応急危険度判定を行う。 判定の結果、使用可能と判定されたのち、<u>避難所開設班</u>は、施設管理者及び避難者の協力のもとに避難所を開設する。ただし、緊急の場合は施設管理者が行い、施設に勤務する職員は避難所開設班及び施設管理者に協力する。 なお、総務部本部班は関係各部と協力して、洪水や土砂災害からの施設の安全を確認しつつ避難所を選定し、開設、運営の指示を行う。 また、危険が認められる場合は、速やかに他の避難所へ避難者を誘導する。</p>	<p>第4 避難所の開設・受入れ (略)</p> <p>2 避難指示等発令前の避難所受入れ 地域・市民生活部地域活動支援班・支所班は、<u>避難指示等の発令前に、指定避難所等に避難してきた住民等の受入れを行う</u>、避難状況を本部に連絡する。</p> <p>3 避難所の開設 本部長が避難指示等を発令した場合、若しくは避難者を受け入れる必要があると認めるとき、教育部は避難所を開設する。<u>教育部総務班は、教育部の職員を避難所に派遣し、開設前に、必要に応じ、建設部建築指導班に応急危険度判定の実施を要請する。</u> 応急危険度判定は、協定締結先である(一社)長野県建築士会長野支部・更級支部(以下「建築士会」という。)の協力を得て、避難所の応急危険度判定を行う。 判定の結果、使用可能と判定されたのち、<u>教育部の職員</u>は、施設管理者及び避難者の協力のもとに避難所を開設する。ただし、緊急の場合は施設管理者が行い、施設に勤務する職員は派遣職員及び施設管理者に協力する。 なお、<u>建築士会は、長野市内で震度5強以上が観測された場合は、長野市からの要請を待つことなく、避難所の応急危険度判定を実施する。</u> なお、総務部本部班は関係各部と協力して、洪水や土砂災害からの施設の安全を確認しつつ避難所を選定し、開設、運営の指示を行う。 また、危険が認められる場合は、速やかに他の避難所へ避難者を誘導する。</p>
	<p>4 避難所開設の報告・伝達 <u>避難所開設班は、教育部総務班(避難所開設チーム)へ次の事項を報告する。</u> また、<u>避難所開設チームは、総務部本部班を通じて、開設が決定した避難所を、県、その他防災関係機関へ伝達するとともに、企画政策部広報広聴班を通じて住民等に広報する。</u></p> <p>5 避難所内事務所の開設 <u>避難所開設班は、避難所内に事務所を開設し、看板等を掲げて避難所運営の責任者の所在を明らかにする。事務所には職員を常時配置し、書類や事務用品等を準備する。</u></p> <p>6 避難者の受入れ <u>避難所開設班は、施設に勤務する職員等と協力し、避難者を受け入れる者は、被害を受け又は受けるおそれがある者(避難指示等を受けた者)、来訪者、帰宅困難者(途中の者を含む。)</u>とし、次のように居住区域を割り振る。 <u>なお、受入れる避難者は、住民のみならず、避難の状況にあわせてその他の者も対応する。</u></p>	<p>4 避難所開設の報告・伝達 <u>避難所を開設した職員は、教育部総務班へ次の事項を報告する。</u> また、<u>教育部総務班は、総務部本部班を通じて、開設が決定した避難所を、県、その他防災関係機関へ伝達するとともに、企画政策部広報広聴班を通じて住民等に広報する。</u></p> <p>5 避難所内事務所の開設 <u>避難所を開設した職員</u>は、避難所内に事務所を開設し、看板等を掲げて避難所運営の責任者の所在を明らかにする。事務所には職員を常時配置し、書類や事務用品等を準備する。</p> <p>6 避難者の受入れ <u>教育部の派遣職員</u>は、施設に勤務する職員等と協力し、避難者を受け入れる者は、被害を受け又は受けるおそれがある者(避難指示等を受けた者)、来訪者、帰宅困難者(途中の者を含む。)とし、次のように居住区域を割り振る。</p>
	<p>7 避難所の不足時の対応 <u>指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、総務部本部班が被災地域外の施設を含め、その他の施設へ被災者の一時的な受入れ措置をとる。</u></p>	<p>7 避難所の不足時の対応 <u>応急危険度判定の結果、使用可能な避難所が不足する場合は、総務部本部班がその他の施設へ被災者の一時的な受入れ措置をとる。</u></p>

No.	新	旧								
	<p>第6 避難所の運営</p> <p>1 避難所運営の基本</p> <p>避難所運営は、「長野市避難所運営マニュアル【風水害編】」に準じて運営することを基本とし、災害が急性期（※）を過ぎ、避難所の運営段階に入った時点で、市災害対策本部では避難所開設チームから避難所運営チームへ組織を移行し、避難者・市・施設管理者・ボランティア団体等が互いに協力しつつ、避難者同士が助け合いや協働の精神に基づき自主的な運営を目指す。</p> <p>※「災害が急性期を過ぎ、避難所の運営段階に入った時点」の考え方は、風、雨、水位が落ち着き、救助活動が概ね終了し、自宅等の被災により、避難所で1週間程度又はそれ以上避難生活を送る必要性がある避難者（被災者）がいることが分かった時点。（内閣府の避難所運営ガイドラインの初期と応急期に相当し、長くても3日以内を想定）</p> <div data-bbox="676 1596 982 2656" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">〈避難所運営の基本的な考え方〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自宅など、普段生活している場所で生活できず、住み慣れない避難所で生活せざるを得ないことによる心身の負担を極力軽減し、避難所における災害関連死をできる限り防ぐことを目標に、必要な取り組みを行う。 ○避難所以外にも避難者がいることを前提に、避難所においては、物資・食事・情報等を取りに来ることができ、避難者が相互に又は支援者等とつながる場としての役割を果たす。 ○避難所は災害による被害からの生活再建を考える場所でもあることから、必要な支援を通して生活再建を支える場としての役割を果たす。 </div> <p>2 避難所の管理運営に係る動員・配備体制</p> <p>避難所の運営職員は、原則として全庁的に職員を動員し、配備する。 可能な限り本部連絡員会議等で事前調整のうえ、避難所運営チーム長は避難所教、概ねの避難所運営期間、運営に必要な人数、部局ごとの動員人数等について本部会議等で示し、協議・決定する。 また、避難者受入れの状況により避難所の管理運営に支障が生ずると判断される場合は、本部長の指示に基づき、教育機関、県職員等から応援を求める。</p> <p>3 避難所責任者の任命</p> <p>各避難所の運営職員のうち、原則として管理職1名を避難所責任者として市災害対策本部に諮り、本部長は災害対策本部会議の決定により、避難所責任者を任命する。</p> <p>4 避難所運営委員会の設置</p> <p>避難所責任者は、避難所運営委員会を設置し、避難所運営委員会と協力して避難所運営に当たる。 避難所運営委員会は、避難所責任者、避難者の代表者、住民自治協議会・自主防災協議会の役員、施設管理者、ボランティア・NPO法人の代表者等で構成し、次の取組を行う。</p> <div data-bbox="1570 1596 1864 2656" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">〈避難所運営委員会の役割〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所の庶務及び納付 ・避難者の生活環境の整備 ・避難者への支援物資や食事の提供 ・避難者への健康及び福祉支援 ・定例会議（情報共有会議）の開催など運営従事者間の情報共有 ・上記の取組を行ううえで必要な避難所内のルールづくり ・その他、避難所運営委員会が必要と認めること </div> <p>また、必要に応じて避難所運営に専門性を有したボランティアの外部支援者等へ避難所運営の協力を要請する。</p>	<p>第5 避難所の運営</p> <p>1 避難所運営事務</p> <p>教育部の派遣職員は避難所責任者となっており、「避難所開設・運営マニュアル」により避難所を運営する。 また、施設に勤務する職員は、避難所責任者に協力して事務を担当して遂行するとともに、教育部総務班は、自治会、ボランティア等へ避難所運営の協力を要請する。 なお、主な避難所運営の事務は次のとおり行う。</p> <div data-bbox="535 267 970 1329" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">〈避難所運営の事務〉</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 5px;">受入れ者等の把握</td> <td style="padding: 5px;">避難者を受け入れた際に「避難者名簿」を配り、世帯単位で氏名・住所等を記入するよう指示する。また、「避難者名簿」から「避難者台帳」を作成し、避難者の入退所を管理し、状況を把握する。 また、自宅にて生活ができるが、ライフラインの停止等により炊事等ができずに食料の供給を受ける者についても把握する。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">水、食料、生活必需品等の請求、受け取り、配給</td> <td style="padding: 5px;">避難所の派遣職員が数をまとめて本部に連絡する。配給は、自治会等の自主運営にて行う。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">運営の記録・報告</td> <td style="padding: 5px;">避難所の運営状況を、「避難所状況報告書」に毎日記録するとともに、教育部総務班へ毎日報告する。ただし、傷病人の発生等、特別の事情があるときは必要に応じて報告する。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">避難所開設後の避難誘導</td> <td style="padding: 5px;">避難所開設後、災害の発生により避難の必要が生じた場合は、避難者と協力して、安全な場所に避難誘導を行う。</td> </tr> </table> </div> <p>2 避難所の開設及び管理運営に係る応援体制</p> <p>教育部総務班長は、避難者受入れの状況により避難所の開設及び管理運営に支障が生ずると判断される場合は、本部長の指示に基づき、教育機関、他の部及び県職員から応援を求める。</p> <p>3 自主運営の促進</p> <p>避難所責任者は、各居住区域の班長を通じて、避難者等による避難所の自主運営について協力を求める。</p> <div data-bbox="1486 267 1701 1329" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">〈避難者による自主運営〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○公的機関・避難所責任者から避難者への指示、伝達事項の周知 ○物資の配布活動等の補助 ○居住区域の避難者の要望・苦情等のとりまとめ ○防疫・衛生活動等への協力 ○施設の保全管理 </div>	受入れ者等の把握	避難者を受け入れた際に「避難者名簿」を配り、世帯単位で氏名・住所等を記入するよう指示する。また、「避難者名簿」から「避難者台帳」を作成し、避難者の入退所を管理し、状況を把握する。 また、自宅にて生活ができるが、ライフラインの停止等により炊事等ができずに食料の供給を受ける者についても把握する。	水、食料、生活必需品等の請求、受け取り、配給	避難所の派遣職員が数をまとめて本部に連絡する。配給は、自治会等の自主運営にて行う。	運営の記録・報告	避難所の運営状況を、「避難所状況報告書」に毎日記録するとともに、教育部総務班へ毎日報告する。ただし、傷病人の発生等、特別の事情があるときは必要に応じて報告する。	避難所開設後の避難誘導	避難所開設後、災害の発生により避難の必要が生じた場合は、避難者と協力して、安全な場所に避難誘導を行う。
受入れ者等の把握	避難者を受け入れた際に「避難者名簿」を配り、世帯単位で氏名・住所等を記入するよう指示する。また、「避難者名簿」から「避難者台帳」を作成し、避難者の入退所を管理し、状況を把握する。 また、自宅にて生活ができるが、ライフラインの停止等により炊事等ができずに食料の供給を受ける者についても把握する。									
水、食料、生活必需品等の請求、受け取り、配給	避難所の派遣職員が数をまとめて本部に連絡する。配給は、自治会等の自主運営にて行う。									
運営の記録・報告	避難所の運営状況を、「避難所状況報告書」に毎日記録するとともに、教育部総務班へ毎日報告する。ただし、傷病人の発生等、特別の事情があるときは必要に応じて報告する。									
避難所開設後の避難誘導	避難所開設後、災害の発生により避難の必要が生じた場合は、避難者と協力して、安全な場所に避難誘導を行う。									

No.	新	旧
(削除)	<p>5 長期化対策 <u>「長野市避難所運営マニュアル【風水害編】」を準用し、避難生活の長期化に備え、関係各部と協力して次の対策を講じる。</u> 特に、運営に関しては要配慮者への支援、避難所運営への女性の参画や男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。</p> <p>(1) <u>プライバシー、男女のニーズ等への配慮</u> <u>避難者のプライバシー保護、男女のニーズの違い等に配慮した施設・設備の設置、設備の設置、対策への配慮を行う。</u></p> <div data-bbox="934 1587 1123 2656" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>〈プライバシー、男女のニーズ等への配慮〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・間仕切り ・授乳室 ・段ボールベッド、パーティション等 ・女性用品の女性による配布 ・女性職員の配置 </div> <p>(2) <u>健康・衛生管理</u> <u>被災者の健康維持のために、救護所を設置し、医師、看護師、保健師等による巡回、メンタルヘルスクエア等に配慮する。</u></p> <div data-bbox="1228 1587 1522 2656" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>〈健康・衛生管理〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救護所の設置 ・医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回、指導 ・旅行者血栓症（エコノミークラス症候群）予防 ・暑さ・寒さ対策 ・アルコール依存症、メンタルヘルス等対策 ・<u>新型コロナウイルス、インフルエンザ等感染症予防</u> ・清掃 </div>	<p>4 要配慮者への支援 <u>教育部長は、避難所責任者を通じて、避難所生活における要配慮者の要望を把握し、これらの者への情報提供、介助支援に配慮するとともに、必要に応じて保健福祉部各班、保健所健康班に対して支援を要請する。</u> <u>保健福祉部福祉政策班は、必要に応じて福祉避難所を開設し、要配慮者専用の福祉避難所への移送に関して調整を行う。</u> <u>また、必要に応じてホテル等宿泊施設の借上げなどを検討し、市内の宿泊施設の管理者・所有者に、一時的な受入れの協力を要請する。</u></p> <p>5 飼養動物への対応 <u>飼養動物（以下「ペット動物」という。）を連れての避難の場合、避難所責任者は「避難所のペット動物対策マニュアル」に基づき、避難者の居住区域へのペット動物の持込みは禁止し、グラウンドや屋根のあるテラス等にペット動物専用スペースを指定し、避難所のルールに従い、所有者の責任で管理を行わせる。</u> <u>なお、盲導犬・介助犬・聴導犬はペット動物にはあたらないため、避難者との同伴を認めるが、犬が苦手な避難者もいることを考慮し、要配慮者として配慮を行う。</u> <u>また、住民は平常時から、保健所で作成した「ペットの「災害対策」」などのリーフレットを読み、準備しておく。</u></p> <p>6 長期化対策 <u>教育部長は、避難生活の長期化に備え、関係各部と協力して次の対策を講じる。特に、運営に関しては要配慮者への支援、避難所運営への女性の参画や男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。</u></p> <div data-bbox="829 252 976 1320" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>〈プライバシー、男女のニーズ等への配慮〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・間仕切り ・男女別トイレ ・授乳室 ・入浴施設 ・女性用品の女性による配布 </div> <div data-bbox="1029 252 1323 1320" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>〈健康・衛生管理〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救護所の設置 ・医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回、指導 ・旅行者血栓症（エコノミークラス症候群）予防 ・暑さ・寒さ対策 ・アルコール依存症、メンタルヘルス等対策 ・インフルエンザ等感染症予防 ・清掃 ・<u>し尿及びごみの適正処理</u> </div> <div data-bbox="1375 252 1480 1320" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>〈防犯対策〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夜間の防犯 ・関係者以外の立入り制限 ・防犯ブザーの配布 ・巡回警備 </div> <div data-bbox="1522 252 1911 1320" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>〈<u>避難長期化対策</u>〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○<u>プライバシー保護や男女のニーズの違い等に配慮した施設等の措置</u> ・間仕切り ・男女別トイレ ・更衣室 ・授乳室 ・入浴施設 ・女性専用の物干し場 ・女性用品の女性による配布 ○<u>報道機関等の取材、機器材持込み、立入りの制限措置</u> ○<u>防犯対策</u> ・夜間の防犯 ・関係者以外の立入り制限 ・巡回警備 ・防犯ブザーの配布 ○<u>健康・衛生管理</u> ・<u>救護所の設置</u> ・医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回 </div>
(削除)	<p>(3) <u>防犯対策</u> <u>避難所の防犯対策として、避難者への周知、警備員の配置等の措置をとる。</u></p> <div data-bbox="1627 1587 1732 2656" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>〈防犯対策〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夜間の防犯 ・関係者以外の立入り制限 ・巡回警備 ・防犯ブザーの配布 ・<u>警備員の配置</u> </div> <p>(4) <u>報道対応</u> <u>避難所内への報道機関等の取材、機器材持込み、立入りの制限措置等を行う。</u> <u>なお、報道対応は原則として避難所運営責任者が行う。</u></p> <p>(5) <u>女性や子供等に対する暴力、DV等発生防止対策</u></p>	

No.	新	旧
	<p>女性や子供等に対する暴力、DV等発生防止対策を行う。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置 ・トイレ、更衣室、入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置 ・照明の増設 ・注意喚起のためのポスター掲示 ・警察、女性支援団体と連携した被害者の相談窓口情報の提供 </div> <p>(6) 入浴対策 入浴ができない避難者のために、次の方法により入浴施設・設備を確保し、提供する。 また、入浴施設への送迎車両（バス、タクシー）の確保及び運行を行う。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・自衛隊による入浴支援 ・循環型シャワールの設置 ・公的・民間の入浴施設の無料開放 </div> <p>(7) 二次避難（避難者のリフレッシュ） 避難者の心身の健康に配慮し、避難者がホテル、旅館等に宿泊できる二次避難（避難者のリフレッシュ）の制度を運用する。</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・旅行者血栓症（エコノミークラス症候群）予防 ・暑さ・寒さ対策 ・インフルエンザ等感染症予防 ・清掃 </div> <p>また、やむを得ず避難所に滞在することができない車中泊などの被災者に対しても、食料等必要な物資の提供、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努める。</p>
	<p>6 新型コロナウイルス感染症等を踏まえた避難対策 国のガイドライン等に基づき、新型コロナウイルス感染症等の対策を行う。</p>	
	<p>第7 避難所以外の被災者等の把握及び支援</p> <p>1 避難所以外の被災者の把握 地域・市民生活部市民窓口班は、親戚・知人宅、車中泊等の避難所以外の被災者を把握するために、企画政策部広報広聴班を通じて、市のホームページ、テレビ、ラジオ、他の自治体等を通じて市への届出を呼びかけ、その所在を把握する。 また、住家の被害認定調査、保健師等による保健衛生活動、罹災証明書等の発行手続き、避難所での炊き出し等の活動時に、避難先、住まいの状況を把握する。</p> <p>2 自主避難所の把握 自主避難所の開設状況は、住民組織から支所等に連絡することを基本とする。 地域活動支援班及び支所班は、自主避難所の開設状況及び避難者の状況を把握し、災害対策本部に連絡する。</p> <p>3 生活支援 地域活動支援班及び支所班並びに関係各班は、避難所外の被災者に対して食料等必要な物資の提供、保健師等による巡回、健康相談等の保健医療サービスの提供等、避難所と同等の生活支援に努める。</p>	<p>第6 被災者等の把握と的確な情報伝達</p> <p>1 避難所以外の避難者の把握 地域・市民生活部市民窓口班は、親戚・知人宅、車中泊からの様々な手続の案内等を配送するため、企画政策部広報広聴班を通じて、市のホームページ、テレビ、ラジオ、他の自治体等を通じて市への届出を呼びかけ、避難所以外に避難した住民の所在を把握する。</p> <p>(新規)</p>
	<p>4 被災者等への的確な情報提供 企画政策部広報広聴班は、被災者に対し被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンドなどの生活関連情報、それぞれの機関に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。 また、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行う等、適切に情報提供がなされるよう努める。 さらに、要配慮者、在宅避難者、応急仮設住宅等への避難者等に配慮した正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。</p>	<p>2 被災者等への的確な情報提供 企画政策部広報広聴班は、被災者に対し被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。 また、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。 さらに、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅等への避難者等に配慮した正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。</p>

No.	新	旧
	<p>なお、情報提供の方法は第 27 節のとおりとする。</p>	<p>なお、情報提供の方法は第 27 節のとおりとする。</p>
	<p>第 8 帰宅困難者への措置</p> <p>1 観光客・滞留旅客対策</p> <p><u>企画政策部</u>交通政策班は、交通機関の運行状況等の交通情報を収集する。 <u>商工観光部</u>観光振興班は、帰宅困難者となった観光客、通勤・通学者等について、観光協会、観光組合等の団体、交通機関と連携して、被害状況、帰宅情報の周知及び県との協定に基づきスパーマーケット等において支援を受けられる旨の周知を行う。 また、一時的に市有施設の開放を行うとともに、観光施設及び長野駅周辺の宿泊施設等に受入れについて協力を要請する。</p> <p>2 道路通行止めによる帰宅困難者対策</p> <p><u>地域生活部</u>支所班は、雨量等の道路通行止めにより帰宅困難となったドライバ等のため、一時的に<u>公共施設を一時滞在施設として開設し、被害状況、帰宅情報の提供等、必要な支援を行う。</u></p>	<p>第 7 帰宅困難者への措置</p> <p><u>都市整備部</u>交通政策班は、交通機関の運行状況等の交通情報を収集する。 <u>企画政策部</u>秘書班、<u>商工観光部</u>観光振興班は、帰宅困難者となった観光客、通勤・通学者等について、観光協会、観光組合等の団体、交通機関と連携して、被害状況、帰宅情報の周知及び県との協定に基づきスパーマーケット等において支援を受けられる旨の周知を行う。 また、一時的に市有施設の開放を行うとともに、観光施設及び長野駅周辺の宿泊施設等に受入れについて協力を要請する。</p>
	<p>第 9 (略)</p>	<p>(新規)</p>
	<p>第 10 広域避難及び広域一時滞在</p> <p>1 広域避難</p> <p>市長（本部長）は、災害の予測規模、避難者数にかんがみ、<u>市外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供等の必要がある場合、広域避難を実施する。</u></p> <p>(1) 調整</p> <p><u>総務部本部班は、県内の他市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し当該他の都道府県との協議を求め、緊急を要するときは、県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議する。</u></p> <p>なお、<u>広域避難に関して必要な調整を行うよう県に求めることができる。</u></p> <p>(2) 広域避難の実施</p> <p><u>あらかじめ策定した計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施する。</u></p>	<p>1 広域一時滞在</p> <p>市長（本部長）は、<u>災害により被災者の居住場所を市内に確保できない場合、災害対策基本法による他市町村への広域一時滞在を実施する。</u></p> <p>(1) 広域一時滞在の要請</p> <p><u>総務部本部班は、県内の他市町村の受入が可能と予想される場合は、本市の具体的な被災状況、受入れを要する被災者数等を示して当該市町村と協議する。</u></p> <p><u>また、県内の被災状況等から県外への広域一時滞在が必要な場合は、県に対して他の都道府県と受入れ協議を行うよう要請する。</u></p>
	<p>2 広域一時滞在</p> <p>市長（本部長）は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等にかんがみ、<u>市外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等の提供が必要である場合、広域一時滞在を実施する。</u></p> <p>(1) 調整</p> <p><u>総務部本部班は、県内の他市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し当該他の都道府県との協議を求め、緊急を要するときは、県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議する。</u></p> <p>なお、<u>広域一時滞在に関して必要な調整を行うよう県に求めることができる。</u></p> <p>(2) 広域的避難収容活動の実施</p> <p><u>政府本部が作成する広域的避難収容実施計画に基づき、適切な広域的避難収容活動を実施する。</u></p>	

2-6 ボランティア活動の環境整備、受入れ体制

長野市地域防災計画【震災対策編 第2章 災害予防計画】

No.	新	旧																																				
2-6																																						
第37節 ボランティア活動の環境整備																																						
<p>大規模な災害が発生した場合、災害応急対策に対する知識、技術及び意欲を持ったNPO、NGO等の災害救援ボランティアの自発的支援を適切に受け入れるため、必要な時に、必要な活動を行えるよう環境整備を図る。</p>	<p>大規模な災害が発生した場合、災害応急対策に対する知識、技術及び意欲を持ったボランティアの自発的支援を適切に受け入れるため、必要な時に、必要な活動を行えるよう環境整備を図る。</p>	<p>大規模な災害が発生した場合、災害応急対策に対する知識、技術及び意欲を持った災害救援ボランティアの自発的支援を適切に受け入れるため、必要な時に、必要な活動を行えるよう環境整備を図る。</p>																																				
第37節 ボランティア活動の環境整備																																						
<p>大規模な災害が発生した場合、災害応急対策に対する知識、技術及び意欲を持ったボランティアの自発的支援を適切に受け入れるため、必要な時に、必要な活動を行えるよう環境整備を図る。</p>	<p>大規模な災害が発生した場合、災害応急対策に対する知識、技術及び意欲を持ったボランティアの自発的支援を適切に受け入れるため、必要な時に、必要な活動を行えるよう環境整備を図る。</p>	<p>大規模な災害が発生した場合、災害応急対策に対する知識、技術及び意欲を持った災害救援ボランティアの自発的支援を適切に受け入れるため、必要な時に、必要な活動を行えるよう環境整備を図る。</p>																																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">計画名 [計画主体]</th> <th style="width: 40%;">計画内容</th> <th style="width: 30%;">担当部課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ボランティア受入れ体制等の整備[市、社会福祉協議会]</td> <td>ボランティアの円滑な受入れ体制を整備する。 ○社会福祉協議会の災害ボランティアセンター運営マニュアルの策定、訓練 <u>○行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し意見交換を行う情報共有会議の整備に向けて検討する。</u></td> <td>保健福祉部福祉政策課</td> </tr> <tr> <td>ボランティアの育成・支援[市、社会福祉協議会]</td> <td>ボランティアの育成を行う。 ○ボランティアの指導及び財政援助 ○ボランティアリーダー及びコーディネータの育成</td> <td>保健福祉部福祉政策課</td> </tr> <tr> <td><u>ボランティア団体とのネットワークの形成[市]</u></td> <td><u>ボランティア団体とのネットワーク形成に向けた検討を行う。</u> <u>○意見交換の場づくり</u> <u>○自立的に機能を発揮できる体制の整備</u> <u>○平時からボランティア団体等と連携を図る</u></td> <td><u>総務部危機管理防災課</u> <u>各部課</u></td> </tr> </tbody> </table>	計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課	ボランティア受入れ体制等の整備[市、社会福祉協議会]	ボランティアの円滑な受入れ体制を整備する。 ○社会福祉協議会の災害ボランティアセンター運営マニュアルの策定、訓練 <u>○行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し意見交換を行う情報共有会議の整備に向けて検討する。</u>	保健福祉部福祉政策課	ボランティアの育成・支援[市、社会福祉協議会]	ボランティアの育成を行う。 ○ボランティアの指導及び財政援助 ○ボランティアリーダー及びコーディネータの育成	保健福祉部福祉政策課	<u>ボランティア団体とのネットワークの形成[市]</u>	<u>ボランティア団体とのネットワーク形成に向けた検討を行う。</u> <u>○意見交換の場づくり</u> <u>○自立的に機能を発揮できる体制の整備</u> <u>○平時からボランティア団体等と連携を図る</u>	<u>総務部危機管理防災課</u> <u>各部課</u>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">計画名 [計画主体]</th> <th style="width: 40%;">計画内容</th> <th style="width: 30%;">担当部課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ボランティア受入れ体制等の整備[市、社会福祉協議会]</td> <td>ボランティアの円滑な受入れ体制を整備する。 ○社会福祉協議会の災害ボランティアセンター運営マニュアルの策定、訓練</td> <td>保健福祉部福祉政策課</td> </tr> <tr> <td>ボランティアの育成・支援[市、社会福祉協議会]</td> <td>ボランティアの育成を行う。 ○ボランティアの指導及び財政援助 ○ボランティアリーダー及びコーディネータの育成</td> <td>保健福祉部福祉政策課</td> </tr> <tr> <td><u>(新設)</u></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課	ボランティア受入れ体制等の整備[市、社会福祉協議会]	ボランティアの円滑な受入れ体制を整備する。 ○社会福祉協議会の災害ボランティアセンター運営マニュアルの策定、訓練	保健福祉部福祉政策課	ボランティアの育成・支援[市、社会福祉協議会]	ボランティアの育成を行う。 ○ボランティアの指導及び財政援助 ○ボランティアリーダー及びコーディネータの育成	保健福祉部福祉政策課	<u>(新設)</u>			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">計画名 [計画主体]</th> <th style="width: 40%;">計画内容</th> <th style="width: 30%;">担当部課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ボランティア受入れ体制等の整備[市、社会福祉協議会]</td> <td>ボランティアの円滑な受入れ体制を整備する。 ○社会福祉協議会の災害ボランティアセンター運営マニュアルの策定、訓練</td> <td>保健福祉部福祉政策課</td> </tr> <tr> <td>ボランティアの育成・支援[市、社会福祉協議会]</td> <td>ボランティアの育成を行う。 ○ボランティアの指導及び財政援助 ○ボランティアリーダー及びコーディネータの育成</td> <td>保健福祉部福祉政策課</td> </tr> <tr> <td><u>(新設)</u></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課	ボランティア受入れ体制等の整備[市、社会福祉協議会]	ボランティアの円滑な受入れ体制を整備する。 ○社会福祉協議会の災害ボランティアセンター運営マニュアルの策定、訓練	保健福祉部福祉政策課	ボランティアの育成・支援[市、社会福祉協議会]	ボランティアの育成を行う。 ○ボランティアの指導及び財政援助 ○ボランティアリーダー及びコーディネータの育成	保健福祉部福祉政策課	<u>(新設)</u>		
計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課																																				
ボランティア受入れ体制等の整備[市、社会福祉協議会]	ボランティアの円滑な受入れ体制を整備する。 ○社会福祉協議会の災害ボランティアセンター運営マニュアルの策定、訓練 <u>○行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し意見交換を行う情報共有会議の整備に向けて検討する。</u>	保健福祉部福祉政策課																																				
ボランティアの育成・支援[市、社会福祉協議会]	ボランティアの育成を行う。 ○ボランティアの指導及び財政援助 ○ボランティアリーダー及びコーディネータの育成	保健福祉部福祉政策課																																				
<u>ボランティア団体とのネットワークの形成[市]</u>	<u>ボランティア団体とのネットワーク形成に向けた検討を行う。</u> <u>○意見交換の場づくり</u> <u>○自立的に機能を発揮できる体制の整備</u> <u>○平時からボランティア団体等と連携を図る</u>	<u>総務部危機管理防災課</u> <u>各部課</u>																																				
計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課																																				
ボランティア受入れ体制等の整備[市、社会福祉協議会]	ボランティアの円滑な受入れ体制を整備する。 ○社会福祉協議会の災害ボランティアセンター運営マニュアルの策定、訓練	保健福祉部福祉政策課																																				
ボランティアの育成・支援[市、社会福祉協議会]	ボランティアの育成を行う。 ○ボランティアの指導及び財政援助 ○ボランティアリーダー及びコーディネータの育成	保健福祉部福祉政策課																																				
<u>(新設)</u>																																						
計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課																																				
ボランティア受入れ体制等の整備[市、社会福祉協議会]	ボランティアの円滑な受入れ体制を整備する。 ○社会福祉協議会の災害ボランティアセンター運営マニュアルの策定、訓練	保健福祉部福祉政策課																																				
ボランティアの育成・支援[市、社会福祉協議会]	ボランティアの育成を行う。 ○ボランティアの指導及び財政援助 ○ボランティアリーダー及びコーディネータの育成	保健福祉部福祉政策課																																				
<u>(新設)</u>																																						

No.

新

旧

2-6

第37節 ボランティアの受入れ体制

項目	担当
第1 ボランティアニーズの把握と ボランティアの募集等	長野市社会福祉協議会、保健福祉部福祉政策班、 総務部危機管理防災課
第2 ボランティアの受入れ体制	

第1 ボランティアニーズの把握と**ボランティアの募集等**

市内の広域に亘る災害が発生した場合は、長野市社会福祉協議会（以下この節において「市社協」という。）と連携してボランティアニーズの把握を行う。保健福祉部福祉政策班は、市社協を通じてボランティアの募集を行うとともに、必要に応じてボランティア団体に協力を要請する。

局所的な災害が発生し、地域による復旧・支援活動が困難で、被災地域においてボランティアニーズがある場合は、本部班（総務部危機管理防災課）が相談を受け、保健福祉部福祉政策班が市社協と連携して地域における支援活動等を調整する。

第2 ボランティアの受入れ体制

1 災害ボランティアセンターの設置

市は、ボランティア活動の拠点となる災害ボランティアセンター（以下この節において「センター」という。）の設置場所を決定する。

市社協は、県社会福祉協議会、日本赤十字社（長野県支部）、ボランティア団体等と協力して、センターを設置し、センター長を置き運営する。

また、保健福祉部福祉政策班は、情報や資器材の提供等、センターの設置に必要な協力支援を行う。センターは、ボランティアの受付、登録、保険への加入、ボランティア情報の広報、ボランティア活動のコーディネート、活動に必要な物資の提供、関係機関及び中間支援組織（NPO・ボランティア団体等の活動支援や活動調整を行う組織）との連絡調整等を行う。

2 ボランティア活動調整

保健福祉部福祉政策班は、市各部からボランティアへのニーズを把握し、センターとボランティア情報の広報、ボランティアの活動体制について調整する。
（略）

第37節 ボランティアの受入れ体制

項目	担当
第1 ボランティアニーズの把握と 要請	長野市社会福祉協議会、保健福祉部福祉政策班
第2 ボランティアの受入れ体制	

第1 ボランティアニーズの把握と**要請**

大規模な災害が発生した場合は、長野市社会福祉協議会（以下この節において「市社協」という。）と連携して（略）

第2 ボランティアの受入れ体制

1 災害ボランティアセンターの設置

市社協は、県社会福祉協議会、日本赤十字社（長野県支部）等と協力して、ボランティア活動の拠点となる災害ボランティアセンター（以下この節において「センター」という。）を設置し、センター長を置く。

また、保健福祉部福祉政策班は、情報や資器材の提供等、センターの設置に必要な協力支援を行う。センターは、ボランティアの受付、登録、保険への加入、ボランティア情報の広報、ボランティア活動のコーディネート、活動に必要な物資の提供、関係機関との連絡調整などを行う。

2 ボランティア活動調整

保健福祉部福祉政策班は、市各部からボランティアへのニーズを把握し、センター長とボランティア情報の広報、ボランティアの活動体制について調整する。
（略）

2-7 義援物資について

長野市地域防災計画【震災対策編 第2章 災害予防計画】

No.	新	旧						
2-7	<p>第15節 生活必需品の調達供給活動</p> <table border="1" data-bbox="451 1558 598 2715"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 生活必需品の調達・供給</td> <td>保健福祉部介護保険班・生活支援班、</td> </tr> <tr> <td>第2 物資の受入れ</td> <td>総務部本部班、保健福祉部介護保険班・生活支援班、</td> </tr> </tbody> </table> <p>保健福祉部生活支援班は、生活必需品の必要量を把握し、調達・輸送・配布に至るまでの配給計画を策定し、配給を行う。また、保健福祉部介護保険班は、救援物資の受領及び保管を行う。さらに、業務分掌に基づき関係班による物資全体を総括する物的支援チームを設置し、対応に当たる。</p>	項目	担当	第1 生活必需品の調達・供給	保健福祉部介護保険班・生活支援班、	第2 物資の受入れ	総務部本部班、保健福祉部介護保険班・生活支援班、	<p>第15節 生活必需品の調達供給活動</p> <p>保健福祉部生活支援班は、生活必需品の必要量を把握し、調達・輸送・配布に至るまでの配給計画を策定し、配給を行う。また、保健福祉部介護保険班は、救援物資の受領及び保管を行う。</p>
項目	担当							
第1 生活必需品の調達・供給	保健福祉部介護保険班・生活支援班、							
第2 物資の受入れ	総務部本部班、保健福祉部介護保険班・生活支援班、							
<p>第1 生活必需品の調達・供給</p> <p>3 配給品目 配給品目は、次の品目を目安とし、状況に応じて決定する。 (略)</p> <p>なお、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含める等、被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮する。</p>	<p>3 配給品目 配給品目は、次の品目を目安とし、状況に応じて決定する。 (略)</p>							
<p>第2 物資の受入れ</p> <p>1 物資輸送拠点の開設 保健福祉部介護保険班は、物資等の搬入、配送について、幹線道路を考慮して輸送拠点を開設し、救援物資の受入れ・保管・仕分け等、また、指定避難所等への物資の配送拠点としての機能を確認する。 また、地区内配送のための拠点として物資配送サブセンターを設ける。 (略)</p> <p>なお、大量の物資を受入れる必要がある場合は、物流事業者との協定に基づき、物流事業者の施設を活用する。</p> <p>2 物資の要請 保健福祉部生活支援班、介護保険班は、物資を県（国）、協定事業者及び相互応援協定を締結する自治体に要請するほか、企業・団体からの義援物資を受入れる。 物資の受入れの方針は、次のとおりとし、HP、SNS等で周知を図る。 また、報道機関を通じて、物資の要請・募集を行わないものとする。</p> <div data-bbox="1701 1587 1890 2656" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>〈物資受入れの方針〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○個人からの物資及び中古品は、受け入れない。 ○自治体、企業・団体等からのまとまった量の救援物資は、供給の申し出を登録し、市が必要となった時点で品目、数量等を連絡し、供給を受ける。 ○生鮮品等の保存期間が短い食品は、受け入れない。 </div>	<p>(新規)</p>							

No.	新	旧
	<p>3 物資の受入れ・管理・配送 <u>保健福祉部介護保険班、生活支援班は、物資の受入れから配送までの作業を民間の物流事業者のノウハウを早期に活用できよう、物流事業者との協定により委託する。</u> <u>また、関係班で構成する専門チーム及び物流事業者とで調整を行い、一連の作業を管理する。</u></p>	

2-8 タイムラインについて

長野市地域防災計画【風水害対策編 第2章 災害予防計画】

No.	新	旧
2-8	新	旧
第1節 風水害に強いまちづくり		
(略)		
<p>計画名 [計画主体] 風水害に強いまちづくりの推進 [市、<u>県</u>、電気通信事業者、<u>河川管理者</u>、<u>下水道管理者</u>等]</p> <p>洪水時行動マニュアル等の検討、整備</p>	<p>計画内容 (略)</p> <p>想定最大規模浸水想定区域等及び長野市防災アセスメント調査による被害想定を踏まえ、想定最大規模降雨による千曲川・犀川等の氾濫に対応する洪水ハザードマップ、各種マニュアル等を検討、作成する。 また、ハード対策だけでは防ぎきれないことを前提に、ソフト対策で『住民の生命を守る』ことを第一として、災害発生時に適切な避難行動、防災行動がとれるよう、洪水ハザードマップの普及に努め、<u>防災行動計画(タイムライン)</u>に基づく訓練を繰り返し実施し、実践的、有効的な行動計画の運用に努める。 ○<u>広報紙、市ホームページ、市政出前講座等による洪水ハザードマップの広報・普及</u> ○<u>長野市洪水タイムライン、千曲川・犀川流域(緊急対応)タイムラインを踏まえた防災訓練の実施と、その検証及び見直し</u> ○<u>住民の防災行動計画であるマイ・タイムライン、コミュニティ・タイムラインの作成支援</u></p>	<p>担当部課 総務部危機管理防災課</p>
(略)		
<p>計画名 [計画主体] 風水害に強いまちづくりの推進 [市、<u>各</u>電気通信事業者]</p> <p>洪水時行動マニュアル等の検討、整備</p>	<p>計画内容 (略)</p> <p>想定最大規模浸水想定区域等及び長野市防災アセスメント調査による被害想定を踏まえ、想定最大規模降雨による千曲川・犀川などの氾濫に対応する洪水ハザードマップ (<u>避難計画</u>)、各種マニュアル等を検討、作成する。 また、ハード対策だけでは防ぎきれないことを前提に、ソフト対策で『住民の生命を守る』ことを第一として、災害発生時に適切な避難行動、防災行動がとれるよう、洪水ハザードマップ <u>長野市洪水タイムライン</u>に基づく訓練を繰り返し実施し、実践的、有効的な行動計画の運用に努める。 ○<u>「長野市洪水タイムライン」の普及</u> ○<u>「千曲川・犀川流域を対象としたタイムライン検討会」が提示した今後の課題を踏まえた洪水避難計画、洪水ハザードマップ、各種マニュアル等の検討、作成</u> ○<u>洪水タイムライン、洪水ハザードマップ等を踏まえた防災訓練並びにタイムライン、洪水ハザードマップ等の検証及び見直し</u></p>	<p>担当部課 総務部危機管理防災課</p>
1節 風水害に強いまちづくり		
(略)		